

おびひろ 男女共同参画プラン



帯 広 市

はじめに

本市では平成13年に「帯広市男女共同参画プラン」を策定し、男女が個人としてその人権を尊重され、対等なパートナーとして仕事、家庭、地域などさまざまな分野において、責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、施策を推進してきました。

この間、国においては、平成17年に第2次の男女共同参画基本計画が策定され、また、男女共同参画の推進に関連する法や制度の整備が着実に進められてきています。

しかし、少子高齢化の進行、情報技術の著しい進展、就労・雇用形態の多様化など近年の変化には目覚しいものがあります。こうした社会の変化に的確に対応し、誰もが生き生きと暮らせる環境を整えていくうえで男女共同参画の視点は欠かすことができないものと考えております。

このたび、「帯広市男女共同参画プラン」が平成21年度をもって計画期間を終えることから、これまでの成果と課題を踏まえ取り組みをさらにすすめるため、現行のプランを継承しながら、時代に即した新たな視点を加えた第2次の帯広市男女共同参画プランを「第六期帯広市総合計画」の分野計画として策定いたしました。

今後は、一人ひとりが輝き豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向け、さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

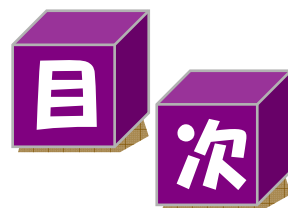
最後に、このプランの策定にあたりご尽力いただいた帯広市男女共同参画新プラン市民懇話会の方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました関係団体及び市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成22年3月

帯広市長 砂川敏文

おびひろ男女共同参画推進プラン

(2010～2019)



第Ⅰ章 プランの基本的考え方

1 プラン策定の趣旨	2
2 プランの目標	3
3 プランの性格	3
4 プランの期間	3
5 プランの基本的視点	4
6 男女共同参画プランの総括	4

第Ⅱ章 プランの基本目標

1 プランの基本目標	6
2 プランの体系	8

第Ⅲ章 プランの基本方向

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革

基本方向(1) 男女平等の視点に立った教育の推進	10
基本方向(2) 男女共同参画の啓発	12
基本方向(3) 女性の人権を尊重する認識の浸透	14
基本方向(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	16

基本目標2 さまざまな分野への男女共同参画の促進

基本方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	18
基本方向(2) 地域社会への男女共同参画の促進	20

基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

基本方向(1) 男女がともに働くための環境整備	24
基本方向(2) 就労における男女平等の促進	28
基本方向(3) 就業機会の促進	30

基本目標4 多様な生き方を実現する環境づくり

基本方向(1) 母子保健の充実	32
基本方向(2) 健康づくりの推進	34
基本方向(3) 安心できる介護環境の整備	35
基本方向(4) 生涯学習の推進	37

第Ⅳ章 プランの推進

1 推進体制	40
2 推進のための取り組み	40

参考資料

1 帯広市男女共同参画新プラン市民懇話会審議経過	44
2 帯広市男女共同参画新プラン市民懇話会委員名簿	45
3 日本国憲法（抜粋）	46
4 男女共同参画社会基本法	47
5 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 （女子差別撤廃条約）	50
6 北京宣言	55
7 北京宣言行動綱領目次	58
8 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等 に関する法律（抜粋）（男女雇用機会均等法）	61
9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 （DV防止法）	64
10 女性行政関係年表	70
11 相談窓口一覧	76

第Ⅰ章

プランの基本的な考え方

第I章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

日本の男女共同参画は、昭和 50(1975)年の国際婦人年から開催された4回の女性会議や、女子に対する差別の撤廃と男女平等に向けた取り組みの原点になっている「女子差別撤廃条約」の採択など、国連の女性の地位向上に係る運動と連動して進んできました。

国内においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」の制定や、「男女雇用機会均等法」の改正など各種法制度の整備が進められ、男女共同参画に対する社会の意識は徐々に浸透してきているものの、性別による固定的役割分担意識やこれを反映した社会慣行などが依然として残っています。

また、近年は仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性のチャレンジ支援などについても取り上げられ、さらに少子高齢化の進行による家族の形態や労働環境の変化など、新たな状況への対応が求められています。

本市の男女共同参画に向けた推進は、「第五期帯広市総合計画」及び「帯広市生涯学習推進計画」において「男女共同参画社会づくり」を位置づけ、平成13年に行動プランを策定し取り組んできました。

本市においても、国等の施策の動向を踏まえながら男女共同参画社会の実現に向け、引き続き総合的に着実な推進をはかるため、第2次となる「おびひろ男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 プランの目標

この計画は、帯広市における男女共同参画社会の実現を目指すものです。

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法において次のように定義されています。

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）

この計画が目指す男女共同参画社会とは、次のような社会です。

男女の人権を尊重する社会

性別による差別や、性別を理由に排除されたり、性別によって決めつけが行われたりせず、一人一人の人権がこれまで以上に尊重され、男女がともに生きることのできる社会。

政策・方針決定過程などへ共同で参画できる社会

女性も男性も、社会の構成員として対等に尊重され、自ら望むことに参画することができ、持てる能力と個性を発揮して意思決定に関り、喜びと責任を分かち合うことのできる社会。

仕事と家庭・地域生活が両立できる社会

女性も男性も、職場、家庭、地域生活の中で協力し合い、その一員としての役割を果たしながら、自己実現の場を見出すことのできる環境が整備された社会。

経済的、精神的に自立し、地域のネットワークに支えられ、安心して安全に自分らしく暮らすことのできる社会。

3 プランの性格

このプランは、帯広市の男女共同参画社会の実現に向けた基本目標、基本方向及び施策の方向について明らかにするものです。

策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画」及び北海道の「男女平等参画基本計画」を踏まえて、帯広市男女共同参画新プラン市民懇話会の意見を基に、市民や団体から幅広く意見・提言を聴き、その反映に努めました。

また、このプランは「第六期帯広市総合計画」の分野計画として、本市の男女共同参画社会づくりを総合的にすすめるものです。

なお、施策に基づく取り組みは、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて適宜必要を見直しを行います。

4 プランの期間

このプランの期間は、平成22（2010）年度から平成31（2019）年度までの10年間です。

5 プランの基本的視点

男女共同参画社会実現に向けて、次の基本的視点を踏まえてプランをすすめていきます。

視点 1 男女の人権の尊重

視点 2 固定的な性別役割分担^{*}の意識解消

男女が共に自立した個人として権利を尊重されることは、男女共同参画社会の根底を成す基本的な理念であり、一人ひとりの人権がこれまで以上に尊重される社会を実現していく必要があります。

また、男女共同参画社会の形成にあたっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担を反映しているため、様々な場に根強く存在する性別による意識を変えることが求められています。このため、固定的な性別による役割分担の意識を解消する視点から、社会のあり方や仕組みを見直していく必要があります。

6 男女共同参画プランの総括

平成13年度に策定した「帯広市男女共同参画プラン～女性と男性ともに創る豊かな未来^{あした}～」では、男女共同参画社会の実現をめざし、「男女共同参画の実現に向けた意識の改革」「あらゆる分野への男女共同参画の促進」「男女が働くための条件整備」「女性の保健の充実」「心豊かな生活の実現」の5つを基本目標として各種施策を推進し、平成20年度には基本目標にかかわる98事業すべてに着手しており、計画に掲げた事業は概ね順調に実施することができました。

政策・方針決定過程への女性の参画については、市役所における女性管理職の割合は増えてきていますが、各種審議会等の委員への女性登用率は増減を繰り返しており、今後も引き続き女性の参画を進める必要があるとともに、働く場における男女平等意識の定着などについても関係機関と連携して取り組む必要があります。

また、意識改革の面では平成20年に実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果から、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っていることや、男女の地位の平等感でも職場、政治の場、社会通念など社会全体で男性を優遇とする意見が多いなど、女性の地位が必ずしも十分でないことがうかがえます。

このため、「帯広市男女共同参画プラン～女性と男性ともに創る豊かな未来^{あした}～」の成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けて、引き続き男女平等の意識づくりなどの取り組みをすすめていく必要があります。

※性別役割分担意識：一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、男女は始めからその役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待すること。個人の生き方を性によって狭めるものとして疑問視され、女性問題解決のための課題とされている。

第Ⅱ章

プランの基本目標

第Ⅱ章 プランの基本目標

1 プランの基本目標

このプランでは、次の4つを基本目標として、各分野の施策を総合的に推進し、男女共同参画社会の実現をめざすものです。

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革

男女共同参画社会の実現のためには男女がお互いを尊重し、対等なパートナーとして認識することが大切であり、そのためには家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場において男女共同参画の視点に立った学習機会や教育の充実に努め、性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に取り組みます。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力は被害者の多くが女性であり、女性の人権を侵害し男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっており、これら女性に対する暴力の根絶をめざします。

基本方向

- (1) 男女平等の視点に立った教育の推進
- (2) 男女共同参画の啓発
- (3) 女性の人権を尊重する認識の浸透
- (4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本目標2 さまざまな分野への男女共同参画の促進

男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員としてそれぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のさまざまな分野に参画し責任を負うことが必要です。

政治や行政、企業などにおいて政策・方針決定過程の場に参画し女性の視点や意見を反映することは、地域社会のさまざまな領域で多様性を確保することになり、男女共同参画社会を実現する上で重要です。

基本方向

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 地域社会への男女共同参画の促進

基本目標3

男女がともに働きやすい環境づくり

男女が職場において対等なパートナーとして働くことは、男女共同参画社会を形成する上で重要な課題です。そのため、男女が個人の能力を十分に発揮し働くことができる環境づくりを推進するとともに、仕事と家庭生活を両立できるよう、労働時間の短縮をはじめとした働き方の見直しや柔軟な就労形態等ワーク・ライフ・バランスへの取り組みをすすめる、子育てや介護への社会的な支援を充実させることが必要です。

基本方向

- (1) 男女がともに働くための環境整備
- (2) 就労における男女平等の促進
- (3) 就業機会の促進

基本目標4

多様な生き方を実現する環境づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることは重要であり、生涯にわたり一人ひとりがライフステージに応じて健康の管理、保持、増進をすすめていくことが必要です。とりわけ、女性にかかわる健康の問題は、妊娠や出産など性別による違いがあることから、男女が正しい知識や情報を得て身体的な特性を理解し、思いやりを持って生きていくことが大切です。

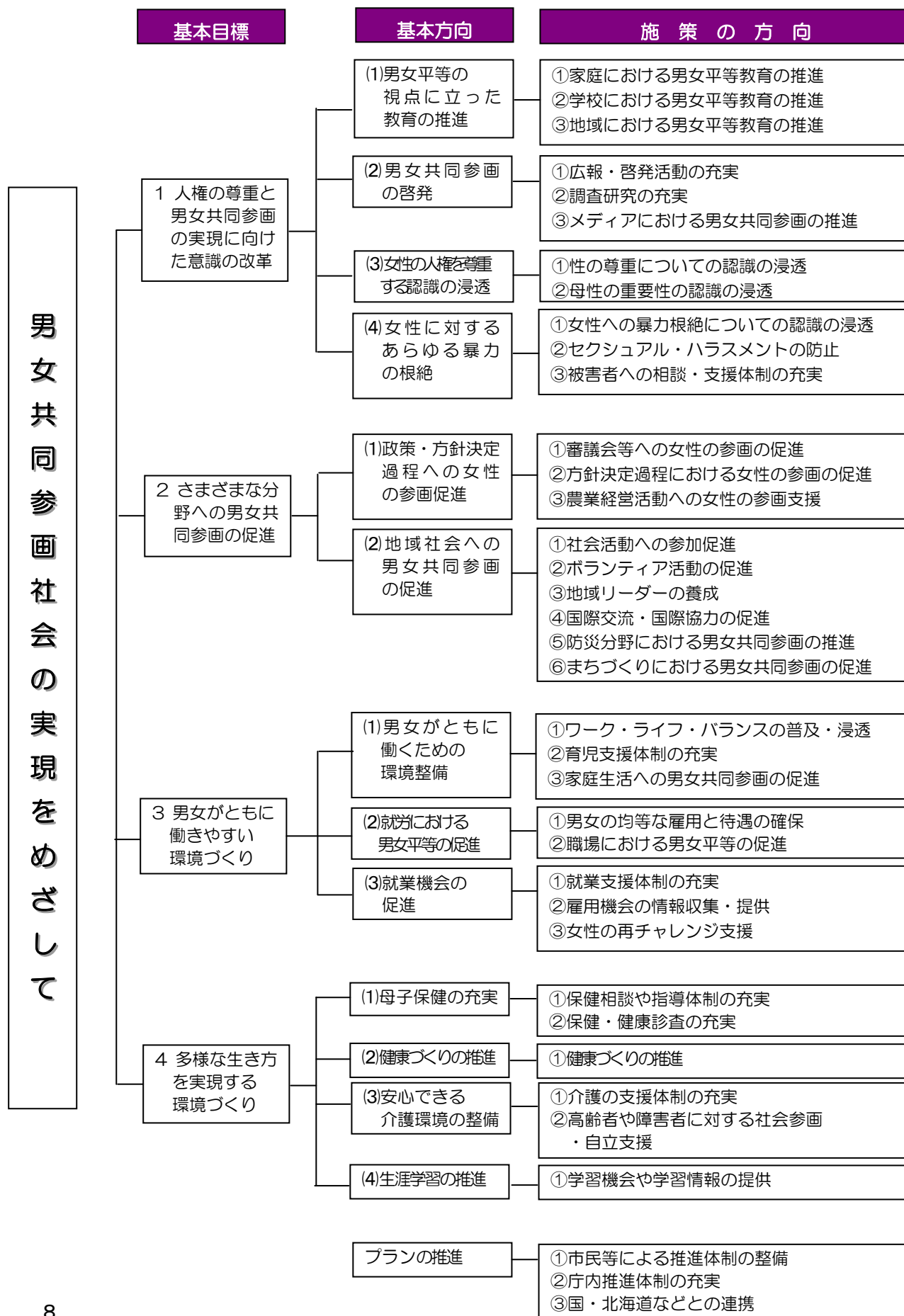
高齢化が進行する中で、介護を必要とする高齢者も増加傾向にあり、高齢者や障害者に対するサービスや自立した生活を支援するための施策を充実する必要がありますが、高齢者や障害者の介護は女性が担っている場合が多いため、福祉の充実とともに、介護等においても男女共同参画をすすめていくことが重要です。

また、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、社会のさまざまな分野に参画していくため、生涯にわたって自由に学習する機会を選択して学ぶことが必要です。

基本方向

- (1) 母子保健の充実
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 安心できる介護環境の整備
- (4) 生涯学習の推進

2 プランの体系



第Ⅲ章

プランの基本方向

第Ⅲ章 プランの基本方向

基本目標1

人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革

基本方向(1) 男女平等の視点に立った教育の推進

男女の地位の平等感については、本市が平成20年に実施した「男女共同参画に関する意識調査」において、学校教育の場では半数以上の人々が平等になっていると感じているものの、家庭や職場、政治の場、さらに社会全体でも平等感がまだまだ低いのが実態となっています。[図表1]

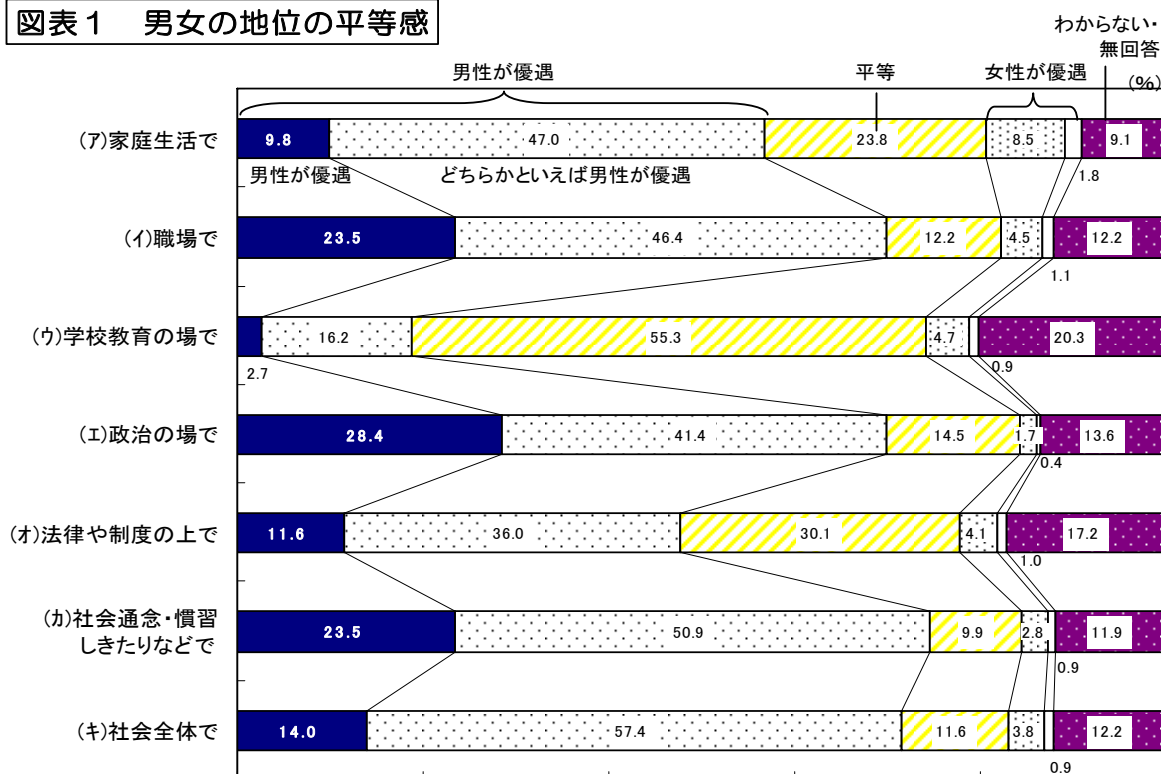
男女共同参画社会基本法が制定されて10年が経過し、法律や制度は大きく前進しましたが、人々の中に長い間形成されてきた社会通念や慣習などはまだまだ根強く残っており、男女平等の大きな障害となっています。

このため、家庭や学校、地域社会において市民一人ひとりが、生活や意識、慣習のなかに個人の尊重と男女平等意識を身につけるよう意識啓発をすすめていくことが重要であり、特に次代を担う子どもたちに人権を尊重する心をはぐくむ教育が大切です。

施策の方向

- ① 家庭における男女平等教育の推進
- ② 学校における男女平等教育の推進
- ③ 地域における男女平等教育の推進

図表1 男女の地位の平等感



資料：平成20年度 帯広市「男女共同参画に関する意識調査」より作成

※男女共同参画に関する市民意識調査（平成20年度）：帯広市に住所を有する20歳～79歳の男女2,100人を対象に、男女共同参画の言葉、家庭生活、職業、女性の人権について調査を行った。

施策の方向①**家庭における男女平等教育の推進**

性別による男女の役割分担意識は、その多くが子どもの成長過程でつくられることから、幼児期から家族一人ひとりの人権を認め合い、平等意識を培うため、保護者に対する啓発・学習機会の充実をはかります。

主な取り組み

- 家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重の重要性について啓発をすすめるため、各種講座・研修会などを開催します。
- 保護者などを対象に、男女平等観に基づいた家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。

施策の方向②**学校における男女平等教育の推進**

学校は、家庭や地域とともに子どもの価値観や社会的規範などの人格形成に大きな役割を担っており、より一層男女平等観に立った教育の実践に努めます。

主な取り組み

- 学校教育では、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の相互理解と教育の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実をはかり、教育全般を通じて人権尊重や男女平等の視点に立った教育をすすめます。
- 教職員や関係者に対して、研修などにより人権の尊重や男女共同参画社会に関する正しい理解の浸透をはかります。

施策の方向③**地域における男女平等教育の推進**

性別による男女の役割分担意識を是正し、多様な生き方や暮らし方を持った人々が他の人々と共生しながら自分らしさを大切にしていけるよう、人権意識の啓発をすすめます。

主な取り組み

- 地域において、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高め、それぞれの個性や能力を十分発揮できるよう、各種講座の開催など学習機会の提供に努めます。
- 各種団体などと連携し、男女共同参画社会の正しい理解の浸透をはかります。

基本方向(2) 男女共同参画の啓発

「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表される固定的な性別役割分担意識は根強いものがあり、平成20年度の本市の意識調査では、41.7%が肯定的に受け止めています。[図表2]

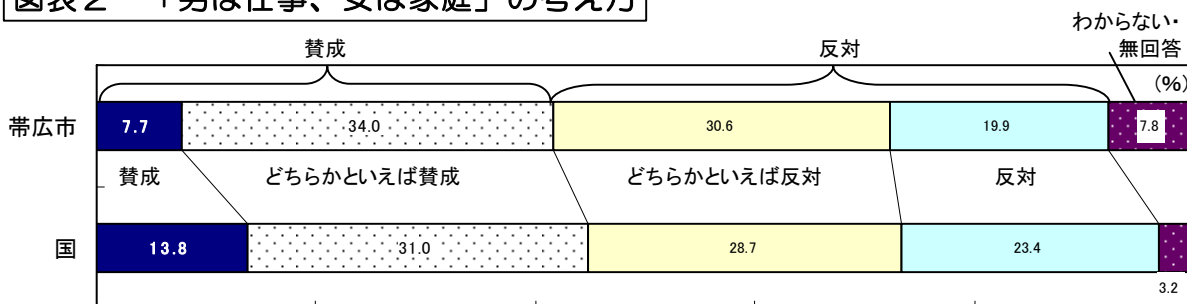
しかし、少子高齢化の進行のなかで、女性も貴重な労働力として社会から期待され、共働き世帯数も専業主婦の世帯数を上回っている状況になっています。[図表3]

また、情報化社会の中にあってメディアからもたらされる情報が社会に与える影響は大きいので、固定的な性別役割分担意識の表現など人権を侵害するような表現に十分配慮する必要があります。

このため、メディアや行政など情報を提供する側が、社会に及ぼす影響について配慮するとともに、情報を受け入れる側においても、男女平等の視点からの情報の受け入れを主体的に判断することができるよう支援します。

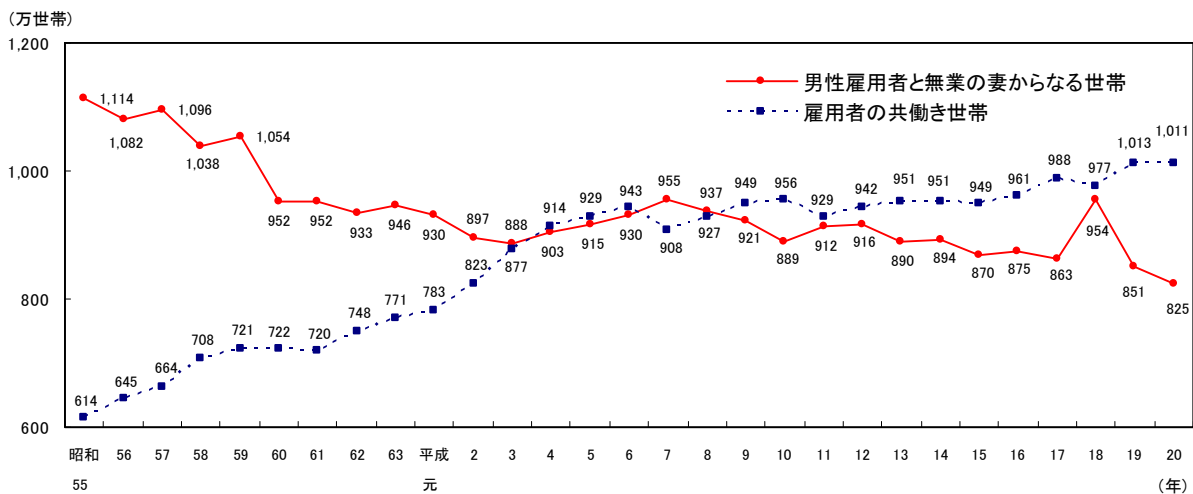
- 施策の方向**
- ① 広報・啓発活動の充実
 - ② 調査研究の充実
 - ③ メディアにおける男女共同参画の推進

図表2 「男は仕事、女は家庭」の考え方



資料: 平成20年度 帯広市「男女共同参画に関する意識調査」より作成

図表3 共働き世帯数の推移



資料: 昭和55年～平成13年は総務省「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」より作成
「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者の世帯。
「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

施策の方向①	広報・啓発活動の充実
長い歴史の中で培われてきた固定的な性別役割分担意識を是正していくため、広報・啓発活動の事業支援や各種講座などを通して、男女平等意識を市民の間に浸透させるための広報・啓発活動の充実をはかります。	
主な取り組み	
○男女共同参画の認識を深めるため、男女共同参画週間や情報誌の発行など多様な機会を通じ情報を提供し、啓発をすすめます。 ○家庭や地域から男女共同参画の意識を高めるため、男女共同参画推進員による啓発をすすめます。 ○男女共同参画をすすめる女性団体やグループ等の活動を支援します。 ○男女共同参画の基本となる関係法等の周知をはかります。	

施策の方向②	調査研究の充実
男女平等や人権に関する市民意識、企業における雇用状況など、男女共同参画社会形成のための実態把握と活用に努めます。	
主な取り組み	
○男女共同参画に関わる市民や事業所の意識について調査・検証し、関係施策などへの反映に努めます。	

施策の方向③	メディアにおける男女共同参画の推進
高度化が進む情報化社会の中、メディアからもたらされる情報が社会に与える影響は大きいと、固定的な性別役割分担意識の表現など人権を侵害するような表現に十分配慮するとともに、多くの情報を市民が主体的に判断することができるよう支援します。	
主な取り組み	
○男女共同参画の視点から、市の発行する広報や出版物の表現が性別に基づく固定的観念にとらわれないように配慮します。 ○学校・家庭・地域が連携し、有害図書 of 青少年への販売監視や立ち入り調査の実施など環境浄化の啓発活動を推進します。 ○学校教育をはじめ、生涯学習などさまざまな場において、インターネットなど多種多様なメディアからもたらされる情報を主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成に努めます。	

基本方向(3) 女性の人権を尊重する認識の浸透

男女が互いの性を尊重し、性に関する正しい知識を身につけ、理解することが大切です。男女は平等であり、個人としての尊厳を重んじ、対等な関係を築く意識を浸透させることが、性犯罪やセクシュアル・ハラスメントなどを容認しない社会につながるものです。

市民意識調査では、「女性の人権が尊重されていないと感じること」の質問に対し、「家庭内での夫から妻への暴力」、「痴漢行為」、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」との回答が半数を超えています。【図表4】

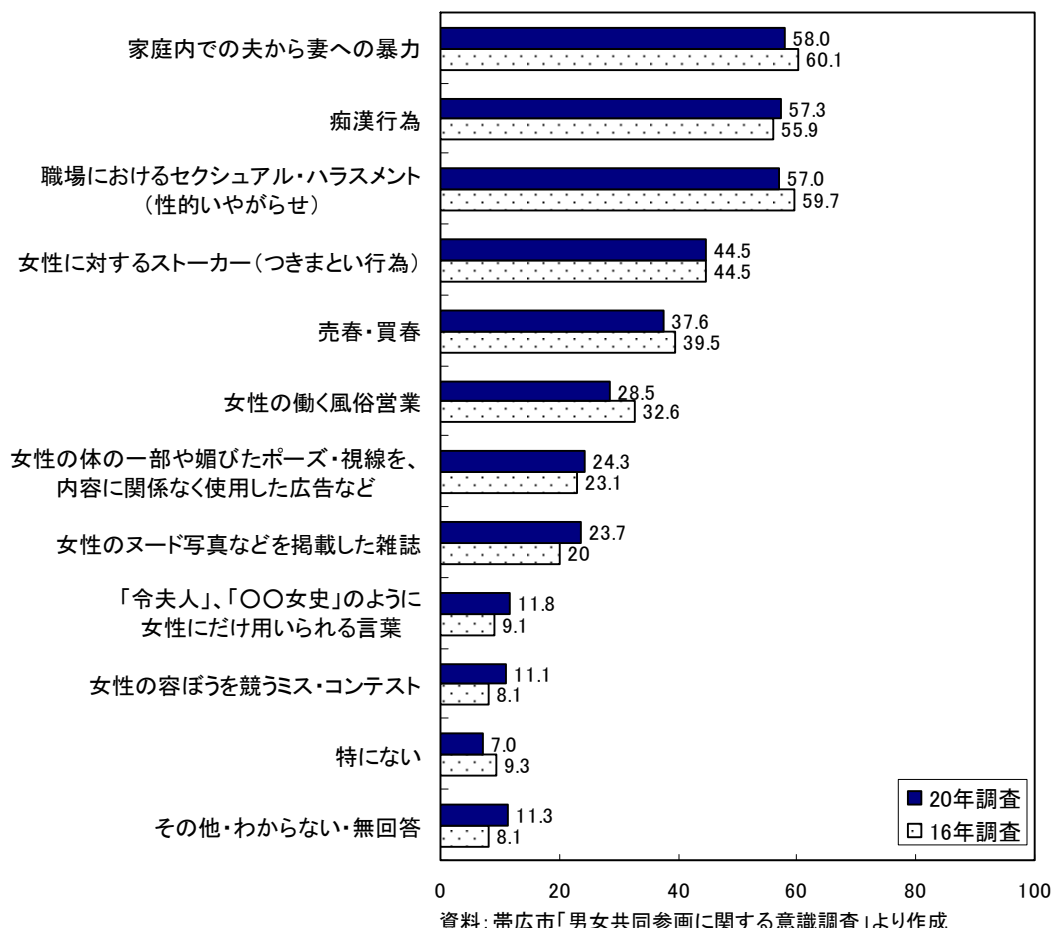
性への尊重への認識は、生命の尊重、妊娠・出産という母性の重要性に対する認識を支えるものであり、男女が共に取り組まなければならない問題です。

男女共同参画社会づくりにあたっては、女性も男性もそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことが大切であり、女性が自分の体に関する正しい知識と健康管理を行うため、心身両面における健康支援や相談体制の充実が求められています。

なお、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」という考え方は、1994年カイロで開催された「国際人口・開発会議」において提唱され、特に女性の重要な人権の一つとして認識されています。

- 施策の方向**
- ① 性の尊重についての認識の浸透
 - ② 母性の重要性の認識の浸透

図表4 女性の人権が尊重されていないと感じること



施策の方向①

性の尊重についての認識の浸透

男女が互いの性を尊重し、生命の尊厳や性に関する正しい知識を身につけ、自覚と責任をもった行動がとれるよう啓発活動の充実をはかります。また、女性の性と生殖に関することなど、自らの健康についての正しい情報提供に努めます。

主な取り組み

- 男女相互の性の尊重を促すため、学習機会の提供や啓発活動をすすめます。
- 児童生徒が発達段階に応じ生命の大切さを理解し、正しい知識を持ち、自覚と責任をもった行動がとれるよう、学校における適切な性教育をすすめます。
- 学校において適切な性教育を進めるため、教職員の性教育研修の充実に努めます。
- HIV/エイズや性感染症について、正しい知識の普及を図るため、啓発を進めるとともに薬物乱用や喫煙、飲酒についてその健康被害に対する正しい情報を提供し、予防を推進します。
- 家庭や地域において、性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)への配慮がなされるよう健康教育や性に関する相談を行います。

施策の方向②

母性の重要性の認識の浸透

母性は、次世代の生命を育む社会的に重要なものであることを正しく理解し、尊重されるよう母性保護に対する意識の啓発に努めます。

主な取り組み

- 家庭や地域において、妊娠・出産という母性の重要性への認識を深めるため、家庭教育や健康教育等の学習機会の提供や訪問指導を実施します。
- 各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて保健指導を行います。
- 働く女性の母性保護に向けた啓発をすすめます。
- HIV/エイズや性感染症について、正しい知識の普及を図るため啓発をすすめるとともに、薬物乱用や喫煙、飲酒についてその健康被害に対する正しい情報を提供し、予防を推進します。

※**リプロダクティブ・ヘルス/ライツ**：(性と生殖に関する健康/権利)1994年の国際人口・開発会議において提唱され、今日個人、特に女性の人権の重要な一つとして認識されるにいたっている。「女性の性と生殖に関する健康と権利」の確立にかかわる包括的な考え方。その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠、出産、子どもが望まれて健康に生まれ育つことが含まれている。

基本方向(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

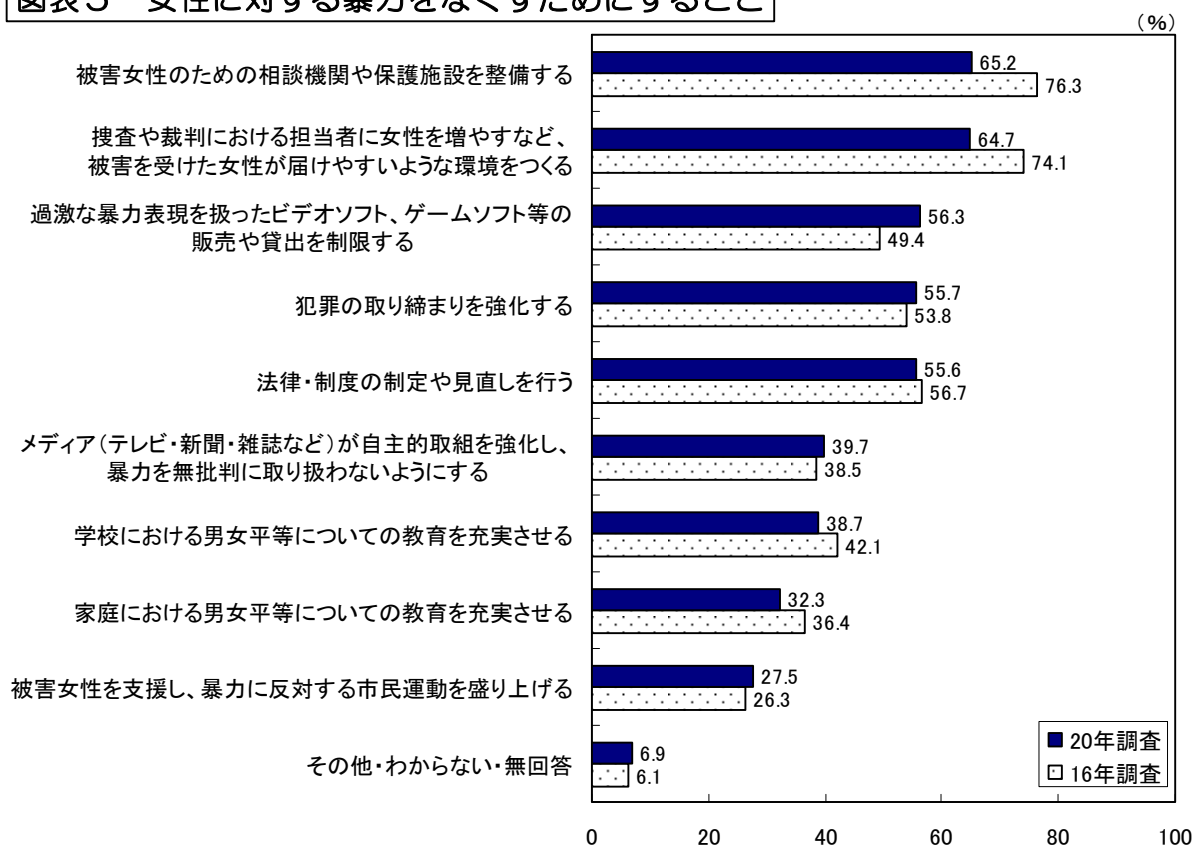
市民意識調査では、「女性に対する暴力をなくすためにすること」の質問に対し、「被害女性のための相談機関や保護施設を整備する」、「捜査や裁判における担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が届けやすい環境をつくる」、「過激な暴力表現を扱ったビデオソフト等の販売や貸出を制限する」との回答が半数を超えています。[図表5]

暴力はいかなる場合にも許されるものではなく、配偶者や交際相手等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）やストーカー行為、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなどは、人間としての尊厳を侵害するものであり、男女共同参画社会を実現する上で重要な課題として、その根絶に向けた努力を続ける必要があります。

このため、配偶者からの暴力による被害者等の救済と自立に向けた支援体制の整備やセクシュアル・ハラスメント防止に向けて、企業への意識啓発などを社会全体で取り組んでいく必要があります。

- 施策の方向**
- ① 女性への暴力根絶についての認識の浸透
 - ② セクシュアル・ハラスメントの防止
 - ③ 被害者への相談・支援体制の充実

図表5 女性に対する暴力をなくすためにすること



資料：帯広市「男女共同参画に関する意識調査」より作成

施策の方向①

女性への暴力根絶についての認識の浸透

女性に対する暴力は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く周知し、予防と根絶に向けた意識啓発に努めます。

主な取り組み

○女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、犯罪であるという社会的認識の徹底をはかるため、啓発資料の配布や講座などあらゆる機会を活用して、その予防と根絶に向けた意識啓発に努めます。

施策の方向②

セクシュアル・ハラスメントの防止

雇用場、教育場、その他の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止などについて啓発を進めます。

主な取り組み

○セクシュアル・ハラスメントや性犯罪など、性の尊重を阻害する要因を取り除くため、防止啓発パンフレットの配布や教材の貸出しによる意識啓発、社会的認識の徹底に努めます。

施策の方向③

被害者への相談・支援体制の充実

被害者の人権に配慮した相談体制の充実をはかるとともに、自立に向けて適切な支援ができるよう、関係機関等との連携を強化します。

主な取り組み

○被害者の人権に配慮した相談の対応や支援体制を整備するため、関係各課によるネットワークの整備に努めるとともに、関係機関と連携をはかりながら効果的な対応に努めます。

○被害者の安全確保と秘密の保持に十分配慮し、被害者の立場に立った相談体制の強化に努めます。

○配偶者や交際相手等からの暴力による被害女性の保護や、自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し支援を行うとともに、連携しながら被害者を支援します。

○配偶者などからの暴力が児童虐待に及んでいないか、関係機関との連携をはかりながら適切な対応に努めます。

※セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な性質の言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。特に雇用場においては、「相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を行う上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」とされている。

基本目標2

さまざまな分野への男女共同参画の促進

基本方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

男女共同参画社会を実現するためには、社会のさまざまな分野において政策・方針決定過程の場に男女が対等の立場で参画し、多様な意見を反映させることが重要です。

しかし、我が国においては、女性の政策・方針決定過程への参画は近年すすみつつありますが、女性の能力が十分に活用されているとはいえない状況が続いています。

本市の審議会等の附属機関における女性の参画状況では、女性の割合が平成5年には23.6%だったのに対し、平成20年には32.3%と徐々に増加しているものの、ここ数年は横ばい状況にあります。**[図表6]**

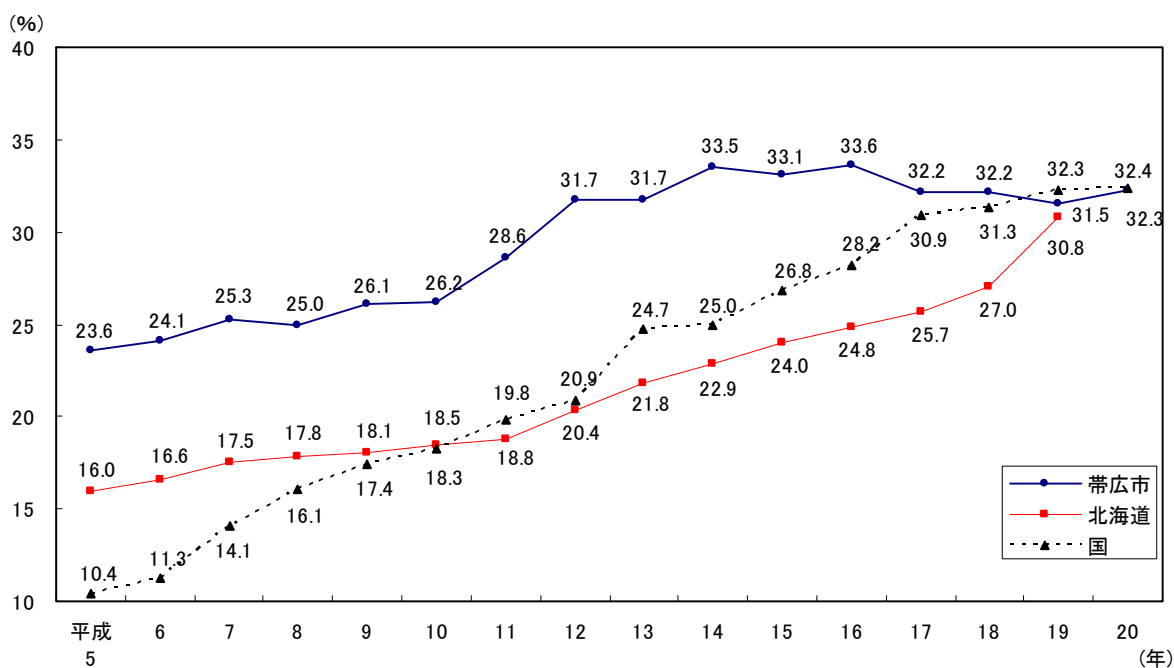
また、帯広市職員の女性管理職の割合は9.9%（平成21年4月1日現在）となっているなど、政策・方針決定過程等の重要な場において女性の声が十分に反映されているとはいえない状況にあります。長く男性中心の社会が形成され、女性自身も責任ある地位についたり、重要な役割を担ったりすることを避けたがるという実態も一部にありました。

こうしたことから、今後は男女共同参画をすすめるうえで障害となっている意識の転換を図るとともに、女性の人材育成や就労の場、地域で女性が参画できる環境を支援することが必要です。

施策の方向

- ① 審議会等への女性の参画の促進
- ② 方針決定過程における女性の参画の促進
- ③ 農業経営活動への女性の参画支援

図表6 審議会委員への女性登用率



帯広市市民活動部男女共同参画推進課調べ

施策の方向①

審議会等への女性の参画の促進

市が設置する審議会等への女性の参画拡大をはかり、男女のより多様な意見を反映できる環境づくりや、学習機会の提供などを通じて人材育成をはかります。

主な取り組み

- 審議会委員等へ積極的に女性を登用するよう促します。
- 地域などで活躍している女性に関する人材情報を収集し、審議会などへの情報提供を行います。
- 各種講座を実施し行政施策に対する女性の関心を高めるとともに、研修などにより女性の人材育成を行います。

施策の方向②

方針決定過程における女性の参画の促進

女性の視点や意見を反映させることで、多様な価値観に立った組織運営や社会全体の活性化につながることから、積極的に女性の採用や職域の拡大がはかられるよう企業などへ働きかけます。

主な取り組み

- 企業における方針決定の場に女性が参画できるよう、調査などの機会を通じて理解の促進に努めます。
- 市女性職員の職域拡大や管理職への登用に努めます。

施策の方向③

農業経営活動への女性の参画支援

帯広市の農業に従事している女性は、農業経営をはじめ農産物の加工や販売などに積極的に参加してきているが、さらに地域や経営を担うなど、パートナーとしての役割を発揮できるよう支援体制の充実をはかります。

主な取り組み

- 農業経営における女性の地位を明確にするため、家族経営協定などの取り組みをすすめるとともに、女性の農業技術、経営技術向上のための研修を実施します。
- 農業に関連する加工や販売などの起業を推進します。
- 農業関係組織における女性委員枠の創設や拡大を促します。

基本方向(2) 地域社会への男女共同参画の促進

町内会や PTA などの地域活動には多くの女性が参加しておりますが、役職についているのは男性が多いのが現状です。

これからは女性自身が力をつけ（エンパワーメント）、地域活動に男女が共に参画し、共に責任ある役割を担い活動の場を拓けていく必要があります。

誰もが住んで良かったと思うまちづくりをすすめていくためには、女性の視点や経験・知識を活かすとともに、誰もが地域における様々な活動やボランティアに気軽に参加できるよう環境づくりをすすめていくことが大切です。

また、全国各地における風水害や地震などの災害発生の経験から、地域の防災対策にも男女のニーズの違いによる対応を行なう必要があることが明らかになっており、女性の視点を導入して本市の防災対策をすすめることが重要です。

さらに、まちづくりや観光、環境などの分野への女性の参画を拡大していく必要があります。

施策の方向

- ① 社会活動への参加促進
- ② ボランティア活動の促進
- ③ 地域リーダーの養成
- ④ 国際交流・国際協力の促進
- ⑤ 防災分野における男女共同参画の推進
- ⑥ まちづくりにおける男女共同参画の促進

施策の方向①

社会活動への参加促進

男女が協力し合い、バランス良く地域活動に参加できるよう推進するとともに、子育てや介護、仕事をしている人、障害者も参加しやすい環境の整備をはかります。

主な取り組み

- 地域活動に男女がバランスよく参加できるよう、地域の理解促進に努めます。
- 子育て世代の人たちが利用しやすい公共施設の環境づくりに努めます。
- 各種会議や講座を夜間や休日に開催するなど、参加しやすい環境を整えます。
- 女性や障害者が地域・社会活動に幅広く参加できるよう、学習機会を提供し、参加の促進に努めます。

施策の方向②	ボランティア活動の促進
地域における様々な活動に男女が等しく参加できるよう情報の収集・提供に努め、活動しやすい環境づくりをすすめます。	
主な取り組み	
○ボランティア活動への参画を促すとともに活性化をはかるため、人材の交流・養成、情報の収集・提供、学習機会の提供を行います。 ○ボランティア活動に関する窓口を活用し、相談やボランティア活動の促進をはかります。 ○NPO活動促進のための情報提供や相談機能を整備します。 ○食生活改善・運動推進リーダーの育成に努めます。	

施策の方向③	地域リーダーの養成
地域活動で中心的な役割を果たしている女性が、男女の性差に関わりなくリーダーシップを発揮できる環境づくりをすすめるために、男女共同参画を推進する団体・グループ等を支援し、地域リーダーの養成に努めます。	
主な取り組み	
○各種団体などにおいて女性がリーダーとして活躍することができるよう、研修機会の拡大に努めます。 ○男女共同参画に関し理解を深めるための研修の支援に努めます。 ○男女共同参画推進団体などへの活動支援を行います。	

施策の方向④	国際交流・国際協力の促進
男女共同参画の国際的な取り組みを地域からすすめていくため、海外の男女共同参画に関する情報の収集、提供に努め、外国人との積極的な交流を通して、広い視野と国際感覚豊かな人材を育成します。	
主な取り組み	
○男女共同参画が国際的な取組であることを踏まえ、社会教育などにおいて国際理解を深める教育を推進します。 ○市内在住外国人との交流を通じた地域住民の国際性の涵養など、国際理解や国際協力の促進に努めます。 ○男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供を行います。 ○国際協力事業団（JICA）への支援を行います。	

施策の方向⑤	防災分野における男女共同参画の推進
災害時には、女性、高齢者等の被災が多いため、男女のニーズの違いを把握する必要があり、被災・復興状況における女性や高齢者などをめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備をはかります。	
主な取り組み	
○防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に努めます。 ○女性等の視点や知識を活かした避難所の運営などに努めます。 ○男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や、防災意識の普及・啓発をすすめます。 ○消防団における女性の参画を促進します。	

施策の方向⑥

まちづくりにおける男女共同参画の促進

女性の視点や豊かな知識・経験がより広く活かされるよう、観光、環境分野などまちづくりにおける女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点に立った各分野での新たな取り組みをすすめます。

主な取り組み

- 地域や学校などでユニバーサルデザイン教室、講演会、出前講座を実施し、ユニバーサルデザインの意識啓発に努めます。
- 帯広のまつり推進委員会や観光ボランティアガイド等への女性の参加を推進し、観光振興のまちづくりをすすめます。
- 環境に係る知識や意識を高める場として、講習会や出前環境教室など環境教育活動を行うとともに、環境情報の提供に努めます。
- 市民協働のまちづくりを推進するため、市民団体のまちづくりに関する事業を支援します。



基本目標3

男女がともに働きやすい環境づくり

基本方向(1) 男女がともに働くための環境整備

家事、育児は女性が主に担っており、負担が女性に偏っているのが現状です。女性の負担を分かち合うためには、固定的な役割分担意識を見直し、男性が家事などに参画するとともに、職場中心の生活を改め、仕事と生活のバランスがとれたライフスタイルへ変えていく必要があります。

男女が共に家族として責任を担うとともに、社会がこれを支援できるようにするため、多様なニーズに応じた育児支援の充実や相談体制の充実が求められています。

国においては、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法が改正施行され、職業生活と家庭生活の両立に向けての環境整備がすすめられています。

こうした中で、男女の育児・介護休業を取得しやすく、復帰しやすい職場環境の整備や育児・介護のための短時間勤務制度の導入など、仕事と家庭を両立できる就業形態も求められています。

本市の「平成 20 年度事業所雇用実態調査」による育児休業制度の導入状況では、導入している事業所は 28.7%であり、事業所の規模が小さくなるほど導入が遅れている傾向を示しています。

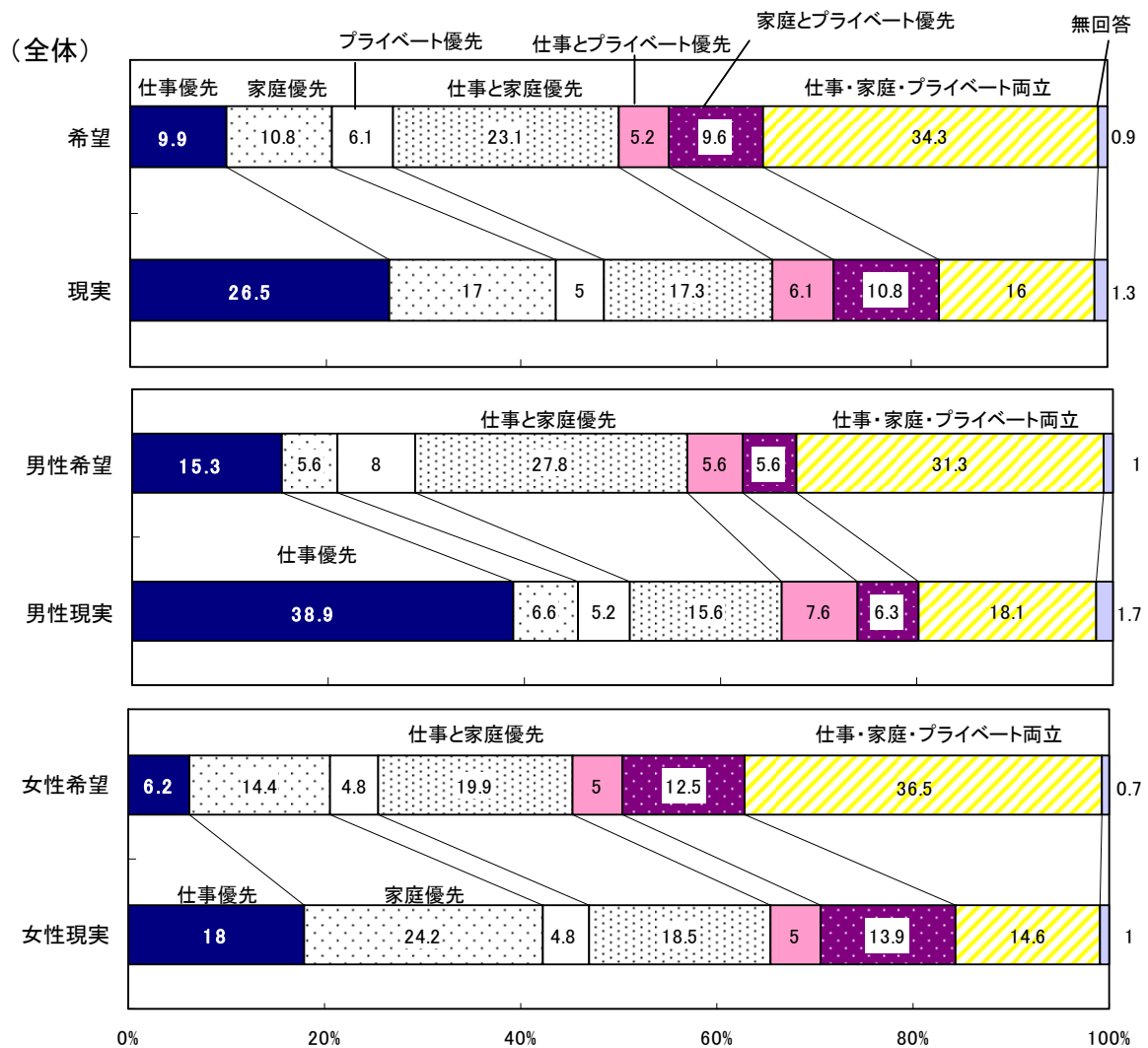
また、平成 20 年度の市民意識調査によると、34.3%の人が「仕事、家庭、プライベートを両立させたい」と希望していますが、現実には両立させている人は 16.0%と半減しているなど、現実には仕事との両立が難しい状況にあると思われます。[図表 7]

職業生活と家庭生活の両立は、労働者の福祉の増進だけではなく、企業の側においても優秀な人材の確保や生産性の向上につながるものとして、取り組みの認識が高まるよう企業に対して理解を求めていく必要があります。

施策の方向

- ① ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透
- ② 育児支援体制の充実
- ③ 家庭生活への男女共同参画の促進

図表7 仕事、家庭(家事・育児)、プライベートの優先度



資料:平成20年度 帯広市「男女共同参画に関する意識調査」より作成

施策の方向①	※ ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透
仕事と家庭生活の両立についての意識啓発をすすめるため、働き方や固定的な性別役割分担の意識を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をとりながら暮らすことの大切さについての啓発に努めます。	
主な取り組み	
○仕事と育児、介護など家庭生活との両立に関する意識啓発を行い、両立のための制度の定着促進に努めます。 ○市役所における育児休業・育児短時間勤務及び、部分休業制度をすすめます。	

施策の方向②	育児支援体制の充実
保護者の多様な就業形態に対応した保育サービスを充実し、男女が子育てと仕事を両立できるよう支援体制の充実をはかります。また、ひとり親家庭への支援とともに、子育てしやすい環境を整備するために事業主や地域に働きかけます。	
主な取り組み	
○保護者の働き方の多様化に対応した、延長保育や休日保育、病児・病後児など多様な保育サービスの充実に努めます。 ○男女が育児と仕事を両立できるよう、小学校低学年児童などを対象に放課後児童対策を推進します。 ○子育てを社会全体で支援するために、ひとり親家庭の支援や子育て応援事業所登録制度などを推進します。 ○地域子育て支援センターや地域で活動する子育て応援ボランティアによる育児支援を行います。 ○労働環境の改善に向け、労働時間短縮や育児・介護休業制度の定着を促進するため、企業、団体などに対して普及啓発を行います。	

※ワーク・ライフ・バランス：（仕事と生活の調和）国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

施策の方向③

家庭生活への男女共同参画の促進

男女がともに仕事と家庭生活を分かちあうことができるよう、その基礎的条件である労働時間短縮の啓発を行うとともに、男性が家事・育児・介護などに参画しやすい環境の整備をはかります。

主な取り組み

- 家庭内における固定的な性別役割分担にとらわれない意識のあり方について、啓発を行います。
- 家庭生活と調和した職業生活が行われるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはかるとともに、固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を行います。
- 自営業における労働環境の改善に向けた支援を行います。



基本方向(2) 就労における男女平等の促進

※男女雇用機会均等法の改正施行により、募集・採用・配置・昇進を含む雇用管理のすべての段階における女性労働者への性別による差別的取扱いが禁止され、制度上の雇用機会均等は確保されました。しかし、職場内でのセクシュアル・ハラスメントの被害や配置、職務分担などにおいて男女の取り扱いが異なったり、妊娠・出産を理由に不利益な取扱いを受けるなど、実態面の遅れがみられます。

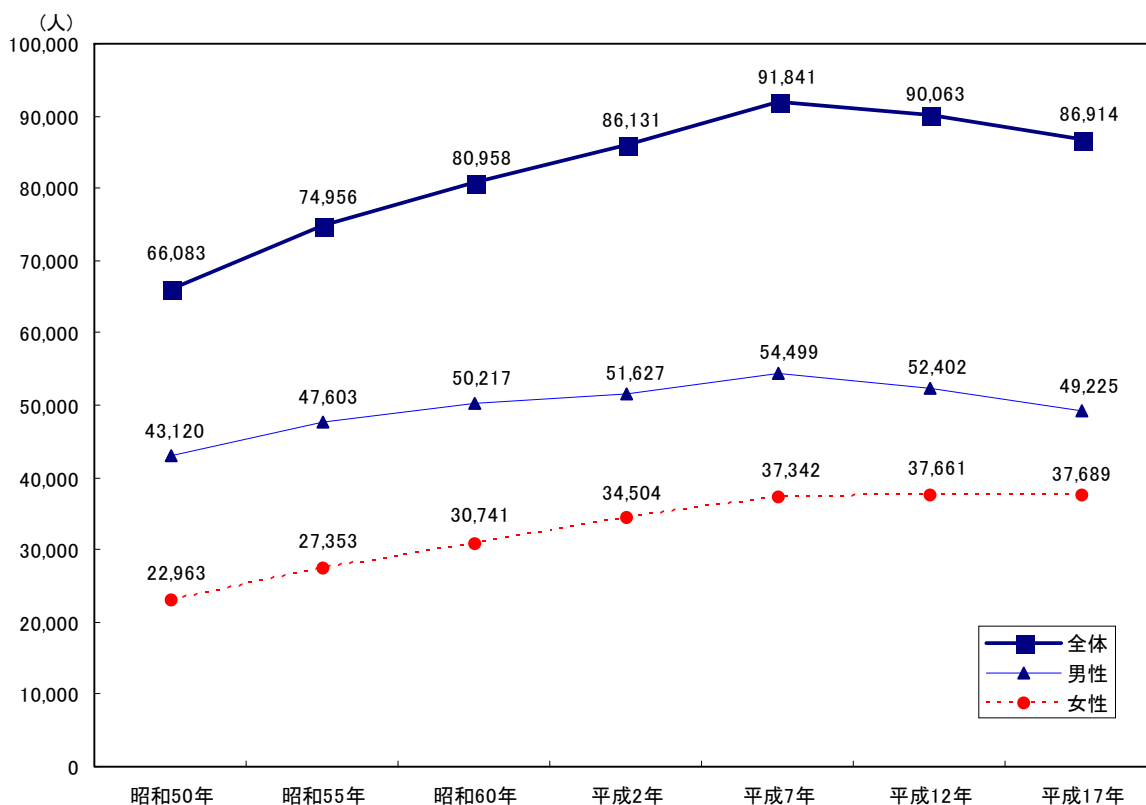
個人の意識改革とともに、男女雇用機会均等法の主旨の徹底を図り、事業主は男女が互いに尊重しあう職場環境をつくるなど環境の整備が必要です。

少子高齢化が進行し人口減社会が到来する中、女性の労働力はこれからより一層重要なものとなり、本市の労働人口における女性の割合も増加傾向にあります。**[図表8]**

そのため、以前にも増して、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にとっては母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮できる雇用環境を整備することが課題となっています。

- 施策の方向**
- ① 男女の均等な雇用と待遇の確保
 - ② 職場における男女平等の促進

図表8 帯広市の労働人口の推移



資料: 国勢調査より作成

施策の方向①

男女の均等な雇用と待遇の確保

関係機関との連携により男女雇用機会均等法をはじめとする法律、制度などについての広報活動を充実し、雇用条件・環境に関する周知・啓発に努めます。

主な取り組み

- 関係機関と連携して、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法などの普及・啓発をはかり、男女いずれもが支援制度を積極的に利用できるような社会的気運の醸成に努めます。
- 労働相談窓口を設け、問題解決のための情報を提供します。
- 男女共同参画に関する企業の取り組み事例の情報を提供します。

施策の方向②

職場における男女平等の促進

女性の職場進出が進む中、関係法の主旨が正しく理解され、性別による固定的な役割分担意識の是正と、男女が意欲を持って職業生活を継続できるよう、啓発活動の充実をはかります。

主な取り組み

- 就労の場における性別による固定的役割分担意識に基づく慣行や慣習を解消するため、啓発をすすめます。
- 職場における募集・採用、配置・昇進などについて男女平等をめざすために、男女雇用機会均等法や、労働基準法に基づく働く女性の母性保護規定をはじめ、関係する法や制度の周知徹底に努めます。
- 男女雇用機会均等法の規定に基づき、セクシュアル・ハラスメントの認識を高め、防止対策の周知徹底に努めます。
- 農業や商工自営業等に従事する女性の労働条件の向上など、働く場における男女平等を促進します。

※男女雇用機会均等法: (正称 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律) 1972 年(昭和 47 年)勤労婦人福祉法として制定。85 年「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」として改正(86 年 4 月施行)。採用・昇進等での男女の機会均等は事業主の努力義務とされていたが、97 年(平成 9 年)の改正で差別的取り扱いの禁止が定められる。97 年改正法は、一部を除き 99 年 4 月施行。97 年の改正により現名称となる。2006 年 6 月の改正(08 年 4 月施行)では、性別による差別禁止の範囲を拡大し、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも対象になっている。

基本方向(3) 就業機会の促進

女性の労働力率について年代別に見た場合、家事・育児等の負担が最も大きい30歳代で仕事を中断し、その後育児等が一段落してから再就職するといういわゆるM字型になっていることが我が国の特徴であり、本市においても同様の傾向が見られます。[図表9]

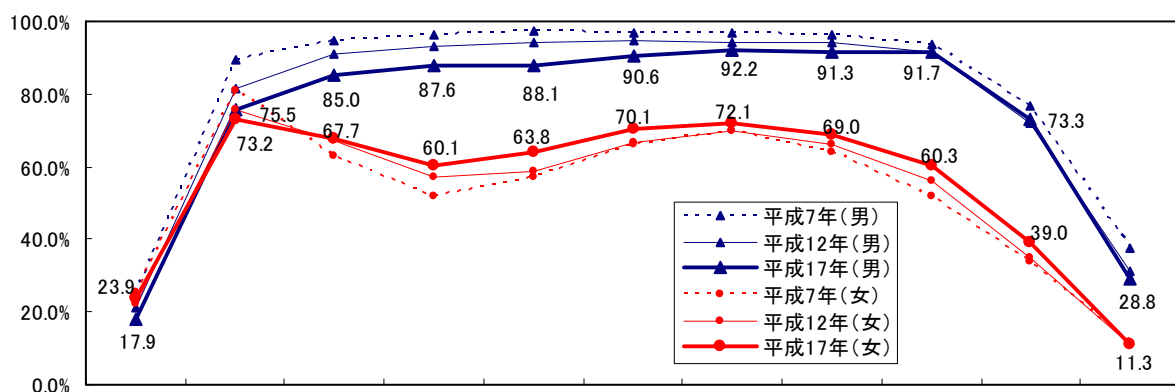
市民意識調査によると、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が過半数を超える51.1%の回答があり、続いて「子どもができてもしっかりと職業を続ける方がよい」との回答が26.5%となっており、大多数の人が女性の就業を肯定しています。[図表10]

育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備や子育て等で仕事を中断した女性の再チャレンジの支援も求められています。

このため、就業希望する男女や自ら事業を起こしたい女性を支援するとともに、女性の就業継続や再就業を支援するための環境整備等への取り組みを一層すすめていくことが必要です。

- 施策の方向**
- ① 就業支援体制の充実
 - ② 雇用機会の情報収集・提供
 - ③ 女性の再チャレンジ支援

図表9 帯広市の労働力率の推移



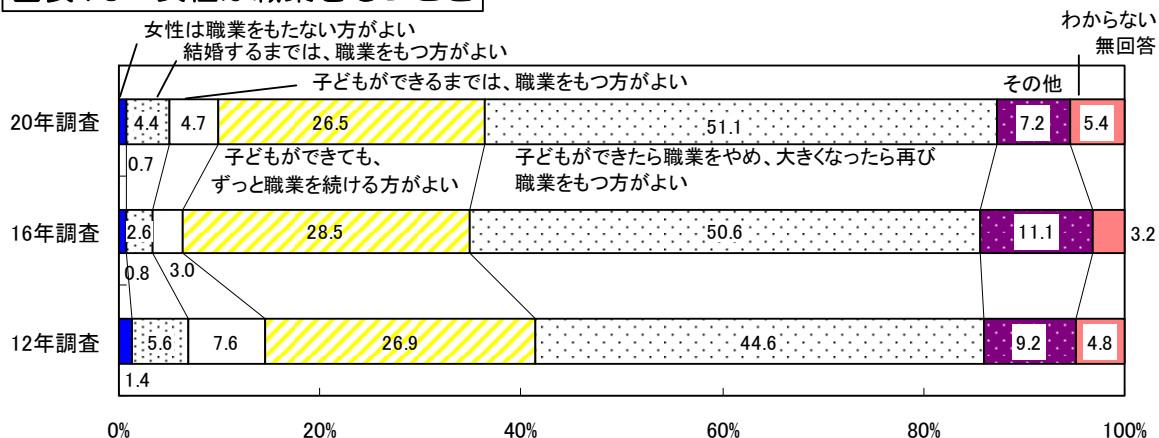
15～19歳 20～24歳 25～29歳 30～34歳 35～39歳 40～44歳 45～49歳 50～54歳 55～59歳 60～64歳 65歳以上

資料：国勢調査より作成

【労働力率】就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合。

労働力人口÷15歳以上の人口(生産年齢人口)×100の数値で示す。

図表10 女性が職業をもつこと



資料：帯広市「男女共同参画に関する意識調査」より作成

施策の方向①**就業支援体制の充実**

多様な生き方が実現できる就業や、新しく事業を起こすための情報提供や相談などの支援を、関係機関と連携をはかりながらすすめます。

主な取り組み

- 関係する労働法の周知を図るとともに、高齢者雇用安定法に基づく定年後再雇用制度などの普及啓発を行い雇用促進に努めます。
- 起業をめざす女性に対して、知識や手法に関する情報提供や相談等支援に努めます。

施策の方向②**雇用機会の情報収集・提供**

就業機会を拡大するため、関係機関と連携をはかり就業に関する情報や職業訓練に関する情報の収集・提供に努めます。また、多様な生き方や自立するための雇用機会の情報の収集・提供に努めます。

主な取り組み

- 再就業の促進をはかるため、関係機関と連携して必要な情報の提供や相談の充実に努めるとともに、就労のための学習機会、技能講習会や能力開発のための講座などを開催します。
- 農業技術、経営技術向上のための研修制度の充実に努めるとともに、新規就農者の相談を行います。

施策の方向③**女性の再チャレンジ支援**

結婚や出産で仕事を中途退職した女性の就業機会を拡大するため、関係機関と連携をはかり再就業に関する情報や職業訓練に関する情報の収集・提供に努めます。

主な取り組み

- 女性の職業意識の向上、能力開発のための講座などの開催や、関係機関と連携して職業訓練機会の拡充に努めます。
- ひとり親家庭の自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターを誘致し、就労に関する相談、情報提供などの就労サービスの提供をすすめます。

基本目標4 多様な生き方を実現する環境づくり

基本方向(1) 母子保健の充実

女性も男性もお互いの身体的特性を理解し合い、男女が対等な立場で相手に対しての思いやりと尊重をもって生きていくことは、男女共同参画社会形成の前提となるものです。

特に、女性は妊娠や出産など、生涯を通して男性とは異なる女性特有の健康上の問題を心身に抱え込む機会が男性よりも多いのが現状です。

このため、女性がライフステージに応じた健康管理の正しい知識を身につけ、生涯を通じた健康の保持増進を行うことが大切です。

近年、低年齢層の女性に妊娠や人工妊娠中絶などの問題が依然としてあることや、喫煙、飲酒、薬物は、妊娠中の女性の身体及び胎児の発育に影響を及ぼすことが懸念されています。女性が心身の健康を損なわず健康を享受できるよう、これらに対する正しい情報提供を行う必要があります。

また、性別にかかわらず、男女が互いにその人権を尊重しあい、すこやかに暮らすことができる社会の実現のためには、男性の心身の健康や働き方の見直しについても取り組んでいく必要があります。

- 施策の方向**
- ① 保健相談や指導体制の充実
 - ② 保健・健康診査の充実



施策の方向①**保健相談や指導体制の充実**

安全な妊娠、出産の確保や、母子の健康保持のための健康教育、相談体制の充実に努めるとともに、必要に応じ個々の健康状態にあわせた支援体制の整備をはかります。

主な取り組み

- 安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠中や産後の保健相談、育児相談を実施します。
- 保健師・栄養士が妊娠中や産後の母子の健康保持のための教室を実施し、必要な知識の普及に努めます。

施策の方向②**保健・健康診査の充実**

女性は、妊娠や出産など、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面することから、一人ひとりが健康の大切さを認識し、自己の健康管理ができるよう啓発や情報を提供するとともに、予防のための各種の検診機会の充実をはかります。

主な取り組み

- 各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて保健指導を行い母子保健事業を推進します。
- 乳幼児の歯科検診やフッ素塗布や保健指導など、歯科保健活動をすすめます。

基本方向(2) 健康づくりの推進

男女ともに、生涯にわたって健康で、いきいきと暮らすためには心身ともに健康を保持することが大事であり、特に男女が互いに身体的特質を十分理解し合い、尊重していくことは男女共同参画社会形成に必要なことです。

近年はメタボリック症候群などの生活習慣病のほか、うつ病など心の健康も問題となっていることから、メンタルヘルス対策など健康づくり支援のさらなる取り組みが求められています。

また、高齢社会の到来に伴い、誰もが健康寿命を保つため生活習慣の改善の普及などの支援も必要になります。

施策の方向 ① 健康づくりの推進

施策の方向①	健康づくりの推進
多様な生き方を実現するためには、一人ひとりの健康づくりが大切であることから、健康教育・健康相談・健康指導の充実をはかります。	
主な取り組み	
○心身の健康管理と病気予防についての講座や啓発を行い、健康教育を推進します。	
○生活習慣のアドバイスや身体の気になる症状について、栄養士、保健師などが相談に応じます。	
○各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて健康指導を行い市民の健康増進に努めます。	

基本方向(3) 安心できる介護環境の整備

少子高齢化が進行し、本市においても65歳以上の高齢者は、平成21年の帯広市住民基本台帳で総人口の21.5%となり、今後も増加が予想され、要介護高齢者も増加していくものと考えられます。【図表11】

男性よりも女性の高齢者が多く、高齢者の介護を主に女性が担っている中で、高齢者福祉の充実をはかることは女性の問題を解決していくことにつながります。また、高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢者が社会の重要な構成員としての役割を持ち、生き生きと暮らせることが求められます。

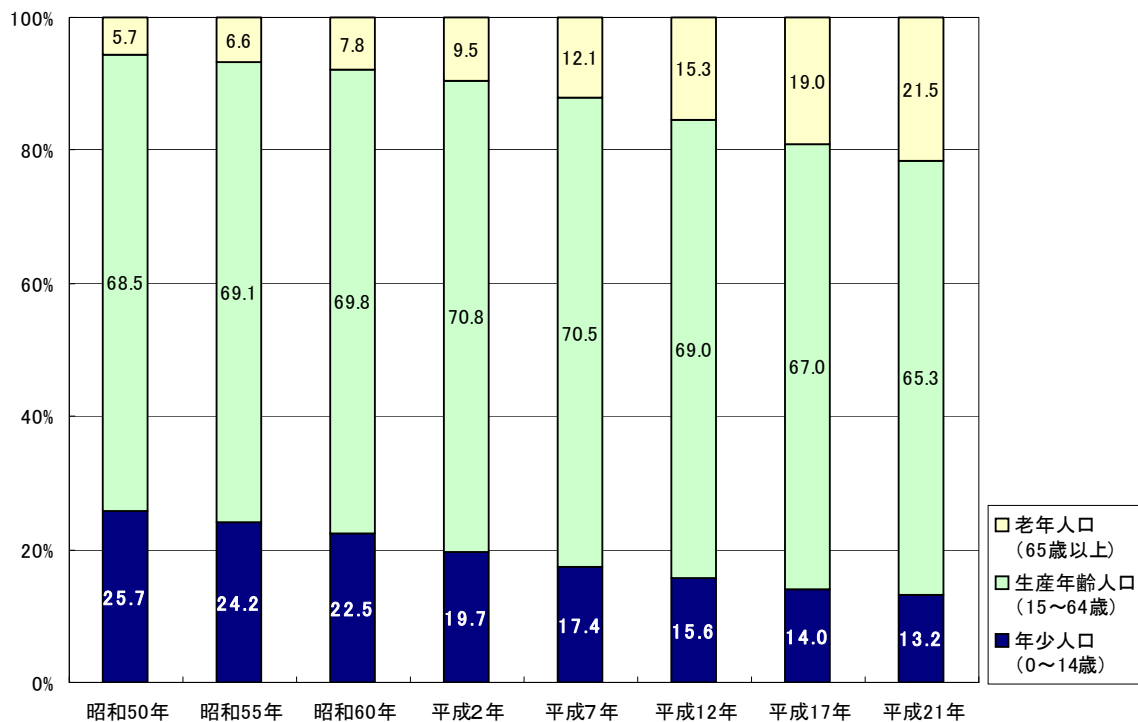
そのため、寝たきりや認知症等介護が必要となった高齢者が安心して介護サービスを利用できるよう介護保険制度の円滑な運営に努めるとともに、高齢者が地域で自立し、生きがいをもって生活することができる環境づくりをすすめ、介護予防や生活支援体制の充実に努めます。

また、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人もともに生きる社会を築くことは、女性にとっても豊かな生活を実現していくことにつながります。そのためには障害者福祉や就労の充実をすすめる必要があります。

施策の方向

- ① 介護の支援体制の充実
- ② 高齢者や障害者に対する社会参画・自立支援

図表11 年齢階層別人口の推移（帯広市）



資料：昭和50年～平成17年は国勢調査、平成21年は「帯広市住民基本台帳（平成21年3月末）」より作成

施策の方向①

介護の支援体制の充実

高齢者や障害者が安心して日常生活が送れるよう、福祉施策を充実するとともに、介護負担が女性だけに集中することなく社会全体で支えあえるよう、体制の充実をはかります。

○介護が必要になっても、住み慣れた地域や家庭で自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを提供します。

○介護をする家族の負担の軽減や、要介護者の生活の向上をはかるため、各種支援事業の実施や相談体制を充実します。

○介護予防に関する知識の普及啓発のため、地域での介護予防教室の実施や健康づくり事業を行います。

○介護が必要になっても、自分らしく安心して暮らせるよう、社会全体で支えていく介護保険制度の安定した運営に努めます。

施策の方向②

高齢者や障害者に対する社会参画・自立支援

高齢期の男女が地域社会の一員として、経験や知識を活かし、生きがいを持って暮らせるよう支援するとともに、障害のある人が地域において生き生きと自立して暮らせるよう支援します。

○高齢期の男女が経験や知識を活かし、健康保持や仲間との交流を深めて生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めます。

○働く意欲をもつ高齢者が経験と能力を活かし、働くことを通じて社会に貢献する機会を確保します。

○障害のある人が生きがいを持って安心して暮らせるために、障害のニーズや課題に対応する相談支援体制を強化し、障害の特性に応じた障害福祉サービスを提供します。

○高齢者や障害者がハンディを感じることなく生活できる居住環境を整備するため、ユニバーサルデザイン住宅の普及促進を行います。

基本方向(4) 生涯学習の推進

あらゆる世代の男女が自分の個性に応じて自分らしい生き方をするために、多様な選択を可能とする教育・学習の機会が、生涯にわたって提供されることが重要であり、男女の自己実現を可能とする生涯学習の拡充をはかる必要があります。

いつでも身近な場所で自由に学習機会を選択して学べる環境を整え学習機会を充実することは、人々が社会参画する上で大切です。

このため、多様化・高度化した学習需要に対応できるよう、とかちプラザなどの生涯学習関連施設における事業の充実や生涯学習情報の提供など、環境整備をすすめていく必要があります。

施策の方向 ① 学習機会や学習情報の提供

施策の方向①	学習機会や学習情報の提供
市民が生涯を通していつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、機会の充実をはかります。また、多様な生き方を主体的に選択し、充実した人生を送るための学習の環境整備に努めます。	
主な取り組み	
○学習、文化、スポーツ活動などの各種教室・講座を開催するほか、発表・活動機会を提供します。	
○さまざまな機会を利用して学習情報を提供するとともに、団体活動などを紹介し、学習活動を通じた交流の促進に努めます。	
○生涯にわたって自主的に学習できる環境づくりや、生きがいやゆとりを持ち心豊かな生活を送れる地域社会づくりに努めます。	
○優れた芸術・文化の鑑賞機会を提供し、市民文化の向上発展に努めます。	

第Ⅳ章

プランの推進

第Ⅳ章 プランの推進

1 推進体制

このプランに盛り込まれた施策を総合的かつ計画的に推進していくためには、市民の理解により連携して事業を展開することが必要なため、市民、団体、企業などと行政が連携して推進に努めます。

(1) 市民等による推進体制の整備

プランの推進にあたっては、市民をはじめ町内会などの各種団体や民間企業などの理解と協力が必要なため、情報の提供や市民意識の醸成や連携に努めます。

また、男女共同参画についての学習や理解促進をはかるとともに、プラン推進に係る意見を聴くなどのため、市民や関係団体の代表者、事業者などで構成する「市民等による推進組織」を整備します。

(2) 庁内推進体制の充実

「市民等による推進組織」と連携しプランの総合的な推進を図るため、「帯広市男女共同参画推進委員会」において、庁内関係部課が一体的に取り組みます。

また、市職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持つよう情報の提供を行い、庁内における男女共同参画意識の啓発をはかります。

(3) 国・北海道などとの連携

国・道の動きと連携、協力し、効果的に施策をすすめるとともに、男女共同参画に関して自主的な取り組みを行っている団体などとの連携をはかります。

また、男女共同参画の推進には事業者の理解が不可欠なことから、情報提供などにより事業者との連携をはかっていきます。

2 進捗管理

(1) 市民・事業者意識調査の実施

市民や事業所の男女共同参画に関する意識や実態を把握し比較・検証するために、意識調査を実施します。

(2) プランの進行管理

プランに基づく施策の進行管理については、次の推進目標を用いるなどして進捗状況を把握していきます。

(3) 推進目標

基本目標	基本方向	目標の設定	現状 (H19)	目標 (H31)
1 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	(1) 男女平等の視点に立った教育の推進	男女共同参画セミナー・男女共同参画講座の延開催回数	57 回 (H13～H20)	85 回 (H22～H31)
	(2) 男女共同参画の啓発			
	(3) 女性の人権を尊重する認識の浸透	配偶者等からの暴力に係る相談件数	63 件	89 件
	(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
2 さまざまな分野への男女共同の促進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	審議会等への女性の参画率	31.5%	40.0%
	(2) 地域社会への男女共同参画の促進			
3 男女がともに働きやすい環境づくり	(1) 男女がともに働くための環境整備	育児休業制度を規定している事業所の割合	25.2%	31.0%
	(2) 就労における男女平等の促進			
	(3) 就業機会の促進	母子家庭等自立支援制度利用者の就労率	67.3% (H18～H20)	72.0%
4 多様な生き方を実現する環境づくり	(1) 母子保健の充実	乳児家庭への訪問率	37.6%	85.0%
	(2) 健康づくりの推進	健康相談の相談者数	489 人	増加
	(3) 安心できる介護環境の整備	介護予防事業の参加者のうち、評価が向上・維持できた人の割合	92.3%	95.0%
		障害者雇用率を達成した企業の割合	43.8%	50.0%
	(4) 生涯学習の推進	帯広市教育委員会が開催する講座等の参加者数	22,590 人	23,000 人
		地域の指導者の登録者数	138 人	190 人

参考資料

1. 帯広市男女共同参画新プラン市民懇話会審議経過
2. 帯広市男女共同参画新プラン市民懇話会委員名簿
3. 日本国憲法（抜粋）
4. 男女共同参画社会基本法
5. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)
6. 北京宣言
7. 北京宣言行動綱領目次
8. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
(男女雇用機会均等法)（抜粋）
9. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)
10. 女性行政関係年表
11. 相談窓口一覧

1 帯広市男女共同参画新プラン市民懇話会審議経過

回	開催日・場所	内 容
第1回	平成20年9月16日(月) 市役所議会棟3階 全員協議会室	依頼状交付 委員紹介・事務局紹介 会長・副会長選出 懇話会の進め方・役割について 策定スケジュール等
第2回	平成20年10月30日(木) 市役所10階 第3会議室	基本目標の設定について 「男女の人権」について プランの着手状況について 男女共同参画に関する事業所調査について
第3回	平成20年11月27日(木) 市役所10階 第5会議室A	「男女共同参画の促進」について 男女共同参画に関する市民意識調査について
第4回	平成20年12月15日(月) 市役所10階 第5会議室A	「男女が働くための環境づくり」について プランの評価について
第5回	平成21年1月28日(水) 市役所10階 第2会議室	検討意見の概ねの整理 プランの名称について
第6回	平成21年2月26日(木) 市役所10階 第5会議室A	検討案のまとめ

2 帯広市男女共同参画新プラン市民懇話会名簿

氏 名	職 業 ・ 所 属 等	備 考
大 野 清 徳	社団法人帯広青年会議所 副理事長	
岡 庭 義 行	帯広大谷短期大学 総合文化学科准教授	会 長
角 田 公美子	公 募	
齋 藤 節 子	公 募	
阪 口 剛	駆け込みシェルターとかち 副代表	
高 橋 克 弘	帯広商工会議所 経営開発委員会委員	
高 橋 隆	公 募	
福 田 恵 子	人権擁護委員	副会長
宮 本 まゆみ	連合北海道帯広地区連合 執行委員	
目 黒 久美子	公 募	

3. 日本国憲法（抜粋）

公布 昭和21年11月3日

施行 昭和22年 5月3日

第2章 戦争の放棄

第9条（戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認）

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第11条（基本的人権の享有）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第13条（個人の尊重と公共の福祉）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条（法の下での平等、貴族の禁止、栄典）

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第22条（居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由）

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条（学問の自由）

学問の自由は、これを保障する。

第24条（家庭生活における個人の尊厳と両性平等）

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条（生存権、国の社会的使命）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条（教育を受ける権利、義務教育）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条（勤労の権利義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

4. 男女共同参画社会基本法

公布 平成11年 6月23日法律第 78号
改正 平成11年 7月16日法律第102号
改正 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条） 附則

（前文）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映し、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域にお

ける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成13年1月6日）

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたとそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 1 から10まで 略
- 11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほかこの法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

5. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)

昭和54年12月18日国連総会採択
昭和60年 6月25日批准
昭和60年 7月25日発効

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大

限に参加することを必要としていることを確信し、
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確認すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確認すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、

女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国

は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるかを問わない。）を無効とする。ことに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

6. 北京宣言（総理府仮訳）

平成8年2月1日版

- 1 我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、
 - 2 国際連合創設50周年に当たる1995年9月、ここ北京に集い、
 - 3 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
 - 4 あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の期待に啓発され、
 - 5 女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
 - 6 また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
 - 7 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。
- 我々は、以下のことについての我々の誓約（コミットメント）を再確認する。
- 8 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間の尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
 - 9 あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び女兒の人権の完全な実施を保障すること。
 - 10 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット — 1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1993年のウィーンにおける人権に関するもの、1994年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び1995年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの — でなされた合意と進展に基礎を置くこと。
 - 11 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること
 - 12 思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。
- 我々は、以下のことを確信する。
- 13 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。
 - 14 女性の権利は人権である。

- 15 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び

彼らの間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。

- 15 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。

- 16 すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。

- 18 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。

- 19 あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。

- 20 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。

- 21 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行

うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

我々は、以下のことを決意する。

- 22 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。

- 23 女性及び女兒がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。

- 24 女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。

- 25 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。

- 26 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革による貧困の構造的な原因に取り組み、開発の重要な行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。

- 27 女兒及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルスケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。

- 28 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する。

- 29 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。
- 30 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性のリプロダクティブ・ヘルスを促進する。
- 31 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。
- 32 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、エンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。
- 33 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。
- 34 あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためより良い世界を構築するため彼らが完全かつ平等に参加することを保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。
- 我々は、以下のことを決意する。
- 35 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。
- 36 政府、国際機関及びあらゆるレベルの団体の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためにより良い生活の質を達成するための我々の努力の枠組みであることを深く確信する。

環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々はまた、持続可能な開発に関連する基盤の広い持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功には、また、国内及び国際レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む入手可能なあらゆる資金提供の仕組みからの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。

- 37 また、移行期経済の諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。

- 38 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

7. 北京宣言行動綱領目次 (総理府仮訳)

平成8年2月1日版

第Ⅰ章 使命の声明

第Ⅱ章 世界的枠組み

第Ⅲ章 重大問題領域

- －女性への持続し増大する貧困の重荷
- －教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- －保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- －女性に対する暴力
- －武力又はその他の紛争が女性、特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響
- －経済構造及び政策、あらゆる形態の生産活動及び資源へのアクセスにおける不平等
- －あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等
- －あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
- －女性の人権の尊重の欠如及びそれらの不十分な促進と保護
- －あらゆる通信システム、特にメディアにおける女性の固定観念化及び女性のアクセス及び参加の不十分
- －天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等
- －女兒の権利に対する持続的な差別及び侵害

第Ⅳ章 戦略目標及び行動

A 女性と貧困

- 戦略目標A. 1. 貧困の中の女性のニーズ及び努力に対処するマクロ経済政策及び開発戦略を見直し、採用し、維持すること

2. 経済資源への女性の平等な権利及びアクセスを保障するため、法律及び行政手続を改正すること

- 戦略目標A. 3. 貯蓄及び信用貸付の仕組み及び制度へのアクセスを女性に提供すること

- 戦略目標A. 4. 貧困の女性化に対処するため、ジェンダーに基づく方法論を開発し、調査を行うこと

B 女性の教育と訓練

- 戦略目標B. 1. 教育への平等なアクセスを確保すること

- 戦略目標B. 2. 女性の中の非識字を根絶すること

- 戦略目標B. 3. 職業訓練、科学・技術及び継続教育への女性のアクセスを改善すること

- 戦略目標B. 4. 非差別的な教育及び訓練を開発すること

- 戦略目標B. 5. 教育改革の実施に十分な資源を配分し、監視すること

- 戦略目標B. 6. 少女及び女性のための生涯教育及び訓練を促進すること

C 女性と健康

- 戦略目標C. 1. 全ライフサイクルを通じ、適切で、手頃な料金の良質な保健、情報及び関連サービスへの女性のアクセスを増大すること

- 戦略目標C. 2. 女性の健康を促進する予防的プログラムを強化すること

- 戦略目標C. 3. 性感染症、HIV/AIDS 及び性と生

殖に関する健康問題に対処する、ジェンダーに配慮した先導的事業に着手すること

戦略目標 C. 4. 女性の健康に関する研究を促進し、情報を普及すること

戦略目標 C. 5. 女性の健康のための資源を増加し、フォロー・アップを監視すること

D 女性に対する暴力

戦略目標 D. 1. 女性に対する暴力を防止し根絶するために、総合的な対策を取ること

戦略目標 D. 2. 女性に対する暴力の原因及び結果並びに予防法の効果を研究すること

戦略目標 D. 3. 女性の人身売買を根絶し、売春及び人身売買による暴力の被害女性を支援すること

E 女性と武力闘争

戦略目標 E. 1. 紛争解決の意思決定のレベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること

戦略目標 E. 2. 過剰な軍事費を削減し、兵器の入手の可能性を抑制すること

戦略目標 E. 3. 非暴力の紛争解決の形態を奨励し、紛争状況における人権侵害の発生を減少させること

戦略目標 E. 4. 平和の文化の促進に対する女性の寄与を助長すること

戦略目標 E. 5. 難民女性その他国際的な保護を必要とする避難民女性及び国内避難民女性に保護、支援及び訓練を提供すること

戦略目標 E. 6. 植民地及び自治権をもたない地域の女性に支援を提供すること

F 女性と経済

戦略目標 F. 1. 雇用、適切な労働条件及び経済資源への管理へのアクセスを含む、女性の経済的な権利及び自立を促進すること

戦略目標 F. 2. 資源、雇用、市場及び取引への女性の平等なアクセスを促進すること

戦略目標 F. 3. 殊に低収入の女性に対し業務サービス、訓練並びに市場、情報及び技術へのアクセスを提供すること

戦略目標 F. 4. 女性の経済能力及び商業ネットワークを強化すること

戦略目標 F. 5. 職業差別及びあらゆる形態の雇用差別を撤廃すること

戦略目標 F. 6. 女性及び男性のための職業及び家族的責任の両立を促進すること

G 権力及び意思決定における女性

戦略目標 G. 1. 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を保証するための措置を講じること

戦略目標 G. 2. 意思決定及び指導的立場への女性の参加能力を高めること

I 女性の人権

戦略目標 I. 1. あらゆる人権文書、特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の完全な実施を通じて、女性の人権を促進し、保護すること

戦略目標 I. 2. 法の下及び実際の平等及び非差別を保証すること

戦略目標 I. 3. 法識字を達成すること

J 女性とメディア

戦略目標 J. 1. メディア及び新たな通信技術における、またそれらを通じた表現及び意思決定への女性の参加とアクセスを高めること

戦略目標 J. 2. メディアにおけるバランスがとれ、固定観念にとらわれない女性の描写を促進すること

K 女性と環境

戦略目標 K. 1. あらゆるレベルの環境に関する意思決定に、女性を積極的に巻き込むこと

戦略目標 K. 2. 持続可能な開発のための政策及び計画に、ジェンダーの関心事項と視点を組み入れること

戦略目標 K. 3. 開発及び環境政策が女性に及ぼす影響を評価するための国内、地域及び国際レベルの仕組みを強化又は創設すること

L 女兒

戦略目標 L. 1. 女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること

戦略目標 L. 2. 少女に対する否定的な文化的態度及び慣行を撤廃すること

戦略目標 L. 3. 女兒の権利を促進し、保護し、女兒のニーズ及び可能性に対する認識を高めること

戦略目標 L. 4. 教育、技能の開発及び訓練における少女に対する差別を撤廃すること

戦略目標 L. 5. 健康及び栄養における少女に対する差別を撤廃すること

戦略目標 L. 6. 児童労働からの経済的搾取を撤廃し、働く少女を保護すること

戦略目標 L. 7. 女兒に対する暴力を根絶すること

戦略目標 L. 8. 女兒の社会的、経済的及び政治的な生活への認識及び参加を助長すること

戦略目標 L. 9. 女兒の地位を向上させる上での家庭の役割を強化すること

第V章 制度的整備

A. 国内レベル

B. 小地域／地域レベル

C. 国際レベル

1. 国際連合

2. その他の国際機関及び組織

第VI章 財政的整備

A. 国内レベル

B. 地域レベル

C. 国際レベル

8. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(抜粋)(男女雇用機会均等法)

公布 昭和47年7月1日法律第113号
最終改正 平成20年5月2日法律第26号

第1章 総則 (目的)

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第2条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第4条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針(以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
- 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮し定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第1節 性別を理由とする差別の禁止等 (性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第8条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、

当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときはこの限りでない。

(指針)

- 第10条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第2節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

- 第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

- 第12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。
- 第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第3節 事業主に対する国の援助

- 第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善すること

を目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第3章 紛争の解決

第1節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

- 第15条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

- 第16条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

- 第17条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
- 2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第2節 調停

(調停の委任)

- 第18条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。
- 2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第 19 条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第 20 条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第 21 条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第 22 条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第 23 条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと

認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第 24 条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が 同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第 25 条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第 26 条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第 27 条 この節に定めるもののほか、調停の手續に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第 4 章 雑則

(調査等)

第 28 条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に

関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 29 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第 30 条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項 第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告した場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例第 3 1 条、適用除外第 3 2 条、第 5 章 罰則第 3 3 条 略)

9. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)

公布 平成13年4月13日法律第 31号
改正 平成16年6月 2日法律第 64号
改正 平成19年7月11日法律第113号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則 (定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関

する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設

が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと

解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

- 第7条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

- 第8条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

- 第8条の2** 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

- 第8条の3** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

- 第9条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする

（苦情の適切かつ迅速な処理）

- 第9条の2** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出

るよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メ

ールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後见人である場合にあっては、その法定代理人の同意）

がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定に

よる命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの

規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

- 第18条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規

定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

- 第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

- 第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

- 第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

- 第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

- 第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

- 第24条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

- 第25条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力

の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第28条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律

第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

10. 女性行政関係年表

年	世界	日本	北海道	帯広
昭和 45 年				婦人センター開館
昭和 47 年 (1972 年)	1975 年を国際婦人年 とすることを宣言			
昭和 50 年 (1975 年)	国際婦人年会議(メキシ コシティ=第 1 回世界 女性会議)開催 「世界行動計画」採択 国連婦人の 10 年(76 ~85)決定	「婦人問題企画推進本 部」設置 「婦人問題企画推進会 議」設置 「婦人問題担当」設置		
昭和 51 年 (1976 年)	「ILO 婦人労働問題担当 室」設置	「育児休業法」施行(女子 教員・看護婦・保母を対 象) 民法の一部を改正(離婚 復氏制度)		
昭和 52 年 (1977 年)		「国内行動計画」策定 「国内行動計画」前期重 点目標決定 国立婦人教育会館開館		
昭和 53 年 (1978 年)		「国内行動計画」第 1 回 報告書発表	「北海道婦人行動 計画」策定	
昭和 54 年 (1979 年)	「女子差別撤廃条約」 採択			
昭和 55 年 (1980 年)	国連婦人の 10 年中間 年世界会議(コペンハー ゲン=第 2 回世界女性 会議)開催 「後半期行動プログラ ム」採択 「女子差別撤廃条約」 署名式	「国内行動計画」第 2 回 報告書発表 「女子差別撤廃条約」へ の署名決定	北海道婦人指導員 配置(14 支庁) (平成 5 年北海道女 性指導員に改称)	婦人青少年課(民生部 →教育委員会) 「帯広市婦人活動計 画」策定
昭和 56 年 (1981 年)	ILO156 号条約(家族的 責任条約)採択 「女子差別撤廃条約」 発効(9 月)	「民法及び家事審判法」 の一部改正(配偶者の法 定相続分の引上げ) 「国内行動計画」後期重 点目標発表	北海道婦人行動計 画推進協議会設立 (昭和 62 年北海道 女性の自立プラン 推進協議会に改称)	
昭和 58 年 (1983 年)		婦人少年問題審議会婦 人労働部会「男女雇用平 等法審議」中間報告	北海道婦人の 10 年中間年全道大会 開催(札幌市)	

年	世界	日本	北海道	帯広
昭和 59 年 (1984 年)	ナイロビ世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議開催	総理府「アジア太平洋地域婦人シンポジウム」開催	「北海道の婦人」発行 生活環境部道民運動推進本部に「青少年婦人局」を設置 「北海道婦人行動計画後期推進方策」策定	
昭和 60 年 (1985 年)	国連婦人の 10 年最終年会議(ナイロビ＝第 3 回世界女性会議)開催 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」及び「戸籍法」の一部を改正(国籍の父母両系主義等) 「男女雇用機会均等法」成立 「女子差別撤廃条約」批准	ナイロビ世界会議 NGO フォーラム参加 北海道婦人問題研究懇話会(S44 年設置)を「北海道女性会議」に改組	
昭和 61 年 (1986 年)		「婦人問題企画推進有識者会議」設置 「男女雇用機会均等法」施行 「国民年金法等の一部を改正する法律」施行(女性の年金権の確立)		
昭和 62 年 (1987 年)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	「北海道女性の自立プラン」策定 「女性さみっとカノドステージ」開催	
昭和 63 年 (1988 年)			生活福祉部に青少年婦人室を設置 審議会等への女性委員の登用目標率 20%に改定	
平成元年 (1989 年)	国連は 1994 年を国際家族年とすることを採択		「'89 女性さみっと」開催	「帯広市女性活動計画」策定 ふれあいサロン ふれあい講演会 リーダー養成 (女性国内研修派遣)
平成 2 年 (1990 年)	「ナイロビ将来戦略」の第 1 回見直しと評価、勧告案採択	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定		ふれあいサロン ふれあい講演会 リーダー養成 (女性国内研修派遣)

年	世界	日本	北海道	帯広
平成 3 年 (1991 年)	海外経済協力基金 「開発と女性」配慮のた めの指針策定	「育児休業法」成立 「西暦 2000 年に向け ての新国内行動計画」 第一次改定	北海道立女性プラ ザ開設	ふれあいサロン ふれあい講演会 リーダー養成 (女性国内研修派遣)
平成 4 年 (1992 年)		「育児休業法」施行 婦人問題担当大臣任命	「女性さみっと」 92in 北海道」開催	第 1 回市民会議 ふれあいサロン ふれあい講演会 リーダー養成 (女性国内研修派遣)
平成 5 年 (1993 年)		第 1 回婦人問題に関す る全国女性リーダー会 議開催 中学校での家庭科の男 女必修実施 「パートタイム労働法」 施行	「青少年婦人室」を 「青少年女性室」 に改称	ふれあいサロン リーダー養成 (女性国内研修派遣) (海外研修派遣・アメ リカ・カナダ・中国)
平成 6 年 (1994 年)	国際家族年 「開発と女性」に関する 第 2 回アジア・太平洋 大臣会議開催(ジャカル タ) 国際人口開発会議開催 (カイロ)	高等学校での家庭科の 男女必修実施 「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」 設置 「男女共同参画推進本 部」設置	「北海道の女性」 発行	第 2 回市民会議 ふれあいサロン リーダー養成 (女性国内研修派遣)
平成 7 年 (1995 年)	第 4 回世界女性会議 開催(北京) 「北京宣言及び行動綱 領」採択 ILO156 条約(家族的責 任条約)批准	「育児・介護休業法」 成立	「青少年女性室」を 「女性室」に改組 「北海道女性会議」 を「北海道男女共 同参画懇話会」に 改組 「北海道男女共同 参画推進本部」 設置	第 3 回市民会議 10 月婦人センター 閉館 11 月とかちプラザ 開館 女性青少年課に改称 リーダー養成 (国内研修派遣・新潟市) (海外派遣研修・中国)
平成 8 年 (1996 年)		「男女共同参画 2000 年プラン」策定	懇話会から「新し い行動計画策定に 向けての提言」を 受理	リーダー養成 (国内研修派遣・宇都宮市) (海外研修派遣・アメリ カ・カナダ)
平成 9 年 (1997 年)			「北海道男女共同 参画プラン」策定	リーダー養成 (国内研修派遣・岡山市)
平成 10 年 (1998 年)				リーダー養成 (国内研修派遣・尼崎市) (海外研修派遣・中国)

年	世界	日本	北海道	帯広
平成 11 年 (1999 年)		「男女雇用機会均等法」 改正 「労働基準法」改正 「育児・介護休業法」 改正 「男女共同参画社会基本法」施行		リーダー養成 (国内研修派遣・浜松市) (海外研修派遣・中国)
平成 12 年 (2000 年)	国連女性 2000 年会議 (ニューヨーク)開催	「ストーカー規制法」 施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定		リーダー養成 (国内研修派遣・津市) 男女共同参画セミナー開催 「帯広市男女共同参画プラン」提言委員会 設置 提言委員会から「プランへの提言書」を 受理
平成 13 年 (2001 年)		「男女共同参画会議」 設置 内閣府に「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立・ 一部施行	「北海道男女平等参画推進条例」 施行 「女性室」を「男女平等参画推進室」に改称 「北海道男女平等参画審議会」設置	リーダー養成 (国内研修派遣・水戸市) 男女共同参画セミナー開催 「帯広市男女共同参画プラン」策定 「女性情報コーナー」 設置 情報誌「カスタネット」創刊
平成 14 年 (2002 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面 施行	「北海道男女平等参画基本計画」 策定	リーダー養成 (国内研修派遣・青森市) 男女共同参画セミナー開催 女と男の一行詩募集
平成 15 年 (2003 年)	女子差別撤廃条約実施 状況第 4 回及び第 5 回 報告に対する女子差別 撤廃委員会最終コメン ト			リーダー養成 (国内研修派遣・大津市) (国立女性教育会館派遣 研修) 男女共同参画セミナー開催 女と男の一行詩募集

年	世界	日本	北海道	帯広
平成 16 年 (2004 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正・施行		リーダー養成 (国立女性教育会館派遣研修) 男女共同参画セミナー開催 女と男の一行詩募集
平成 17 年 (2005 年)	第 49 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)開催	「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 改正育児休業法施行		リーダー養成 (国内研修派遣・福井市) (国立女性教育会館派遣研修) 男女共同参画セミナー開催 女と男の一行詩募集
平成 18 年 (2006 年)		「男女雇用機会均等法」改正	北海道配偶者暴力防止法及び被害者保護・支援に関する基本計画策定 男女平等参画推進室を生活局参事に改称	リーダー養成 (国内研修派遣・津市) (国立女性教育会館派遣研修) 男女共同参画セミナー開催 女と男の一行詩募集
平成 19 年 (2007 年)		「男女雇用機会均等法」施行 「パートタイム労働法」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		リーダー養成 (国内研修派遣・広島市) (国立女性教育会館派遣研修) 教育委員会から市長部局へ所管が移行し、男女共同参画推進課を設置 男女共同参画セミナー開催 女と男の一行詩募集
平成 20 年 (2008 年)		「パートタイム労働法」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「第 2 次北海道男女平等参画基本計画」策定	リーダー養成 (国内研修派遣・富山市) (国立女性教育会館派遣研修) 男女共同参画セミナー開催 女と男の一行詩募集 帯広市男女共同参画新プラン市民懇話会設置

年	世界	日本	北海道	帯広
平成 21 年 (2009 年)	女子差別撤廃条約実施 状況第 6 回報告に対す る女子差別撤廃委員会 最終見解	「育児・介護休業法」 改正		リーダー養成 (国内研修派遣・堺市) 男女共同参画セミナ ー開催 女と男の一行詩募集 帯広市男女共同参画 新プラン市民懇話会 より「意見書」を受理
平成 22 年 (2010 年)				第 2 次帯広市男女共 同参画プラン策定

11. 相談窓口一覧

市及び主な公的機関、団体が実施している情報提供や相談窓口をご紹介します。

総合 困った時の相談

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先
日常生活での問題についての相談 (金銭、家庭、相続、心配ごとなどの相談)	市民活動部 市民活動推進課 「市民相談室」	65-4200
消費者被害にかかる相談 (訪問販売やクレジットカードによるトラブルなどの相談)	帯広市消費生活アドバイスセンター	22-8393
市税について相談したいとき		
市民税・軽自動車税について	総務部 市民税課	65-4120
固定資産税について	総務部 資産税課	65-4122
税金の納付について	総務部 納税課	65-4128
国税について相談したいとき	帯広税務署 「税務相談室」	24-0943
年金について相談したいとき	市民環境部 戸籍住民課 (国民年金)	65-4143
	農業委員会事務局農地課 (農業者年金)	65-4224
	帯広社会保険事務所	25-8113 フリーダイヤル 0570-05-1165

人権擁護（女性に対する暴力・児童虐待等）に関する相談

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先
嫌がらせやもめごとなどの問題について相談したいとき	市民活動部 市民活動推進課 「市民相談室」	65-4200
家庭内問題（離婚、別居、夫の暴力など）で相談したいとき	市民活動部 市民活動推進課 「市民相談室」	65-4200
	市民活動部 男女共同参画推進課 「女性相談サポートライン」	65-4230
性犯罪やストーカーなどについて相談したいとき	北海道警察 「性犯罪被害者110番」	フリーダイヤル 0120-756-310（道警本部） 0120-677-110（道警旭川）
	帯広警察署 「帯広被害者相談室」	25-0110 ☎内線215・217
児童虐待 緊急時通報、相談	こども未来部 子育て支援課 「児童虐待防止110番」	21-0110
	帯広児童相談所	22-5100
子どもの人権を守るための相談をしたいとき	釧路地方法務局帯広支局	24-5823
子どものいじめや非行などについて相談したいとき	帯広警察署 「青少年サポートセンター」	25-0112 フリーダイヤル 0120-677-110 携帯から 011-251-0110
女性の人権を守るための相談をしたいとき	釧路地方法務局 「女性の人権ホットライン」	0154-31-2110 フリーダイヤル 0570-070-810

子育て、教育における相談

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先
子どもを保育所に入れたいとき	こども未来部 こども課	65-4158
子どもの養育、家庭環境、虐待などあらゆる相談	こども未来部 子育て支援課 (保健福祉センター内) 子育て支援総合センター 「家庭児童相談室」	25-9700
母と子どもの自立相談をしたいとき	こども未来部 こども課 「母子自立支援員」	65-4160
青少年の悩みの相談	こども未来部 青少年課 「ヤングテレホン相談」	22-8349 Eメールでの相談 young@city.obihiro.hokkaido.jp
学校の就学に関する相談をしたいとき	学校教育部 学校教育課	65-4203
いじめ等の悩みや学校生活について相談したいとき	学校教育部 学校教育指導室 「教育相談センター」	25-2595
いじめ、青少年の悩み相談をしたいとき	十勝教育局 「いじめ相談窓口電話」	23-4950
就学前児童の育児に関する相談をしたいとき	子育て支援総合センター	25-9700
	地域子育て支援センター	つばさ 41-6800
		もりのこ 49-2005
		すずらん 36-2388
		いなだ 48-2206
		こでまり 38-2690
		あじさい 67-6231

高齢者、障害者などにおける相談

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先
介護保険料や介護認定について相談したいとき	保健福祉部 介護保険課	65-4150
介護保険以外の高齢者福祉サービスについて相談したいとき	保健福祉部 高齢者福祉課	65-4145
地域の高齢者やその家族などが相談したいとき	地域包括支援総合センター (保健福祉センター内)	25-9702
	東、鉄南	地域包括支援センター帯広至心寮 24-1150
		在宅介護支援センター花びより 27-7171
	川北、西	地域包括支援センター帯広市社会福祉協議会 21-3292
		在宅介護支援センター白樺 41-1167
	広陽・若葉、 西帯広・開西	地域包括支援センター愛仁園 49-2338
		在宅介護支援センター小関内科 35-8100
障害者のサービスについて知りたいとき	南、大正・川西	地域包括支援センター帯広けいせい苑 53-4771
		ニチイ在宅介護支援センター帯広東 20-6845
	保健福祉部 障害福祉課	65-4147 65-4148
	障害者生活支援センター (保健福祉センター内)	25-9701
高年齢者の求職に関する職業相談など	「帯広市高年齢者職業相談室」 (帯広駅エスタ内)	20-7222
高齢者が働きたいとき(60歳以上)	シルバー人材センター	38-2001
健康に不安を感じたら	保健福祉部 健康推進課 (保健福祉センター内)	25-9721

健康における相談

こ ん な と き は	実 施 主 体 ・ 窓 口	連 絡 先
性についての相談をしたいとき	こども未来部 子育て支援課 (保健福祉センター内) 「さわやか相談室」(電話相談)	27-3080
妊娠等についての相談や母子健康手帳に関すること及び育児に関する相談をしたいとき	こども未来部 子育て支援課 (保健福祉センター内/ おやこ健康係)	25-9722
健康に関するいろいろな相談をしたいとき	保健福祉部 健康推進課 (保健福祉センター内)	25-9721
エイズについての相談	十勝保健福祉事務所 (帯広保健所) 「エイズ相談窓口」	21-6399

労働・雇用の分野における相談

こ ん な と き は	実 施 主 体 ・ 窓 口	連 絡 先
賃金、労働時間など労働条件に関する様々な問題について相談したいとき	商工観光部 工業労政課	65-4168
	帯広労働基準監督署	22-8100
	中小企業労働相談所(十勝支庁)	27-8537
	労働相談ホットライン(北海道)	フリーダイヤル 0120-816-105
新たに事業を起こしたいとき	商工観光部 商業まちづくり課	65-4165
雇用保険、求人・求職の申込み、雇用関係助成制度に関する相談をしたいとき	ハローワーク (帯広公共職業安定所)	23-8296
福祉の職場で働きたいとき	福祉人材バンク (帯広市社会福祉協議会)	27-2525

その他

こ ん な と き は	実 施 主 体 ・ 窓 口	連 絡 先
市民の学習に関する相談や学習情報の提供	生涯学習部 生涯学習課 (とまちプラザ内)	22-7915
いろいろな相談事に関わる事例を自分で調べたいとき	生涯学習部 図書館	22-4700